

令和 8 年第 4 回守山市教育委員会定例会

1	教育長業務報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	報告事項	
(1)	守山市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の改正について	3
(2)	守山市部活動地域連携協議会設置要綱の改正について	13
(3)	守山市学校園評議員運営要綱の改正について	20
(4)	守山市就学援助費給付要綱の改正について	23
(5)	守山市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱および任命について	37
(6)	守山市教育研究所運営委員会設置要綱の制定について	38
(7)	令和 8 年度教育研究所運営委員会委員の委嘱について	40
(8)	令和 8 年度幼稚園・保育園・こども園・地域型の就園状況について	41
(9)	守山市文化振興アクションプラン推進委員会設置要綱等の廃止について	43
(10)	守山市青少年問題協議会委員の委嘱について	49
(11)	守山市民ホール管理運営方針検討委員会設置要綱の改正について	50
(12)	守山市町史等刊行事業費補助金交付要綱の改正について	55
(13)	守山市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について	58
(14)	令和 7 年度守山市立図書館業務報告について	59
3	その他事項	
(1)	寄付採納一覧について	69
(2)	令和 8 年度守山市学校（園）医・歯科医・薬剤師一覧について	71
(3)	教育委員会関係行事等について	72
(4)	教育委員会の日程等について	82

令和8年3月・4月 業 務 報 告

令和8年4月28日現在

月	日	曜	主 な 内 容
3	27	金	令和7年度第2回守山市文化財保護審議会
3	28	土	認可保育園守山こども芸術大学園舎竣工式
3	31	火	令和7年度教育委員会退職者辞令交付式、令和7年度退職者辞令交付式
4	1	水	令和8年度辞令交付式、令和8年度教育委員会辞令交付式 令和8年度学校・園新規採用教職員辞令交付式
4	2	木	令和8年度滋賀県庁挨拶回り
4	3	金	令和8年度滋賀県警挨拶回り
4	6	月	令和8年度守山警察署挨拶回り
4	8	水	河西小学校前歩道橋渡り初め式
4	9	木	令和8年度守山市立立入が丘小学校入学式、令和8年度守山市立守山北中学校入学式
4	11	土	第4回ルシオールユースウインドオーケストラ定期演奏会
4	12	日	ユネスコ無形文化遺産体験フェス
4	14	火	令和8年度滋賀県教育行政重点施策説明会および令和8年度滋賀県市町教育委員会委員研修会 第45回野洲川冒険大会第1回実行委員会
4	15	水	令和8年度第1回校園長会、もりやま夢プロジェクトカウアイ派遣報告会
4	16	木	守山ロータリークラブ創立55周年記念式典・祝賀会
4	17	金	守山市自治連合会第1回定例会
4	18	土	もりやまエコパーク西エリアオープン記念式典、スポーツ協会令和8年定期総会
4	19	日	第50回守山市スポーツ少年団「つどい」
4	22	水	令和8年度第1回教頭会、令和8年度守山市国際交流協会総会
4	23	木	令和8年度近畿都市教育長協議会定期総会（1日目）
4	24	金	令和8年度近畿都市教育長協議会定期総会（2日目）
4	25	土	守山市自治会長会、守山市赤十字奉仕団総会
4	28	火	令和8年第4回守山市教育委員会定例会

守山市教育委員会告示第12号

守山市通級指導教室の設置および運営に関する要綱（令和4年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

守山市教育委員会教育長 辻 本 長 一

第2条の表中

「

中洲小学校指導教室	守山市幸津川町1406番地 中洲小学校校舎内
-----------	------------------------

」を

「

中洲小学校指導教室	守山市幸津川町1406番地 中洲小学校校舎内
守山南中学校指導教室	守山市古高町357番地 守山南中学校校舎内

」に改める。

第3条中「次」を「次の各号」に改め、同条第4号中「河西小学校および小津小学校」を「小津小学校および河西小学校」に改め、同条第5号中「吉身小学校および玉津小学校」を「玉津小学校および吉身小学校」に改め、同条第7号中「速野小学校および中洲小学校」を「中洲小学校および速野小学校」に改め、同条中第9号を第10号とし、同条第8号中「守山南中学校および守山中学校」を「守山中学校および守山南中学校」に改め、同条を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 守山南中学校指導教室 守山南中学校の通学区域

第7条を次のように改める。

（職員および所掌事務）

第7条 指導教室に通級指導教室担当職員（以下、「指導教室担当職員」という。）を置き、指導教室を設置する学校に勤務する教諭のうち、校長が指名する者をもって充てる。

2 指導教室担当職員は、上司の命を受け次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童生徒の実態把握およびアセスメント
- (2) 個別の教育支援計画および個別の指導計画等の作成
- (3) 指導内容の検討および実施ならびに評価
- (4) 学級担任、校内関係者、関係機関等との連携協力
- (5) 保護者との連携および支援
- (6) その他上司が指示する業務

- 3 教育委員会は、必要に応じて、第3条の規定にかかわらず、通級区域以外の学校に対しても巡回による指導を行わせることができる。

第8条第2項第2号中「中洲小学校長」の次に「、守山南中学校長」を加える。

第11条を次のように改める。

（通級に係る保護者の責任等）

第11条 小学校指導教室への他校通級については、保護者が引率するものとし、通級時の事故等については、保護者がその責任を負うものとする。

- 2 中学校指導教室への他校通級における通級時の事故等については、保護者がその責任を負うものとする。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

守山市通級指導教室の設置および運営に関する要綱(令和4年教育委員会告示第7号)新旧対照表

現行	改正後
○守山市通級指導教室の設置および運営に関する要綱 令和4年4月1日 守山市教委告示第7号 (目的) 第1条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条および第141条の規定に基づき、言語障害または学習障害等のある市内の通常の学級在籍児童生徒に対して当該障害に応じた特別の指導を行うため、守山市通級指導教室(以下「指導教室」という。)を設置する。 (名称および位置) 第2条 指導教室の名称および位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 (通級区域) 第3条 指導教室の通級区域は、守山市立学校通学区域に関する規則(昭和39年教育委員会規則第4号)第2条または第3条に規定する小学校または中学校の通学区域で、次に掲げる指導教室の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 守山小学校指導教室 守山小学校の通学区域 (2) 物部小学校指導教室 物部小学校の通学区域	○守山市通級指導教室の設置および運営に関する要綱 令和4年4月1日 守山市教委告示第7号 (目的) 第1条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条および第141条の規定に基づき、言語障害または学習障害等のある市内の通常の学級在籍児童生徒に対して当該障害に応じた特別の指導を行うため、守山市通級指導教室(以下「指導教室」という。)を設置する。 (名称および位置) 第2条 指導教室の名称および位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 (通級区域) 第3条 指導教室の通級区域は、守山市立学校通学区域に関する規則(昭和39年教育委員会規則第4号)第2条または第3条に規定する小学校または中学校の通学区域で、次の各号に掲げる指導教室の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 守山小学校指導教室 守山小学校の通学区域 (2) 物部小学校指導教室 物部小学校の通学区域

- (3) 立入が丘小学校指導教室 立入が丘小学校の通学区域
- (4) 小津小学校指導教室 河西小学校および小津小学校の通学区域
- (5) 玉津小学校指導教室 吉身小学校および玉津小学校の通学区域
- (6) 河西小学校指導教室 河西小学校の通学区域
- (7) 中洲小学校指導教室 速野小学校および中洲小学校の通学区域
- (8) 守山中学校指導教室 守山南中学校および守山中学校の通学区域
- (9) 守山北中学校指導教室 守山北中学校および明富中学校の通学区域

(運営の方針)

第4条 指導教室は、教育機関、社会福祉機関その他関係行政機関等との密接な連携のもとに、その行う事業を通して本市の特別支援教育の充実発展に寄与するものとする。

(事業)

第5条 指導教室は、第1条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。

- (3) 立入が丘小学校指導教室 立入が丘小学校の通学区域
- (4) 小津小学校指導教室 **小津小学校および河西小学校の通学区域**
- (5) 玉津小学校指導教室 **玉津小学校および吉身小学校の通学区域**
- (6) 河西小学校指導教室 河西小学校の通学区域
- (7) 中洲小学校指導教室 **中洲小学校および速野小学校の通学区域**
- (8) 守山南中学校指導教室 守山南中学校の通学区域**

~~(8)~~ (9) 守山中学校指導教室 **守山中学校および守山南中学校の通学区域**

~~(9)~~ (10) 守山北中学校指導教室 守山北中学校および明富中学校の通学区域

(運営の方針)

第4条 指導教室は、教育機関、社会福祉機関その他関係行政機関等との密接な連携のもとに、その行う事業を通して本市の特別支援教育の充実発展に寄与するものとする。

(事業)

第5条 指導教室は、第1条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 対象児童生徒に対する通級による言語療育指導または学習障害等の指導
- (2) 特別支援学級担任および通常学級担任者を対象とする言語療育指導および学習障害等に関する研修事業

(休業日)

第6条 指導教室の休業日は、守山市立小学校および中学校の管理および運営に関する規則(昭和32年教育委員会規則第1号)第3条第1項の例による。

(職員および職務)

第7条 指導教室に担当職員を置き、担当職員は、上司の命を受け所掌事務を処理するとともに、必要に応じて通学区域の学校を巡回して指導に当たる。

2 担当職員は、守山小学校、物部小学校、立入が丘小学校、小津小学校、玉津小学校、河西小学校、中洲小学校、守山中学校および守山北中学校に勤務する教諭からそれぞれの校長が指名する者とする。

- (1) 対象児童生徒に対する通級による言語療育指導または学習障害等の指導
- (2) 特別支援学級担任および通常学級担任者を対象とする言語療育指導および学習障害等に関する研修事業

(休業日)

第6条 指導教室の休業日は、守山市立小学校および中学校の管理および運営に関する規則(昭和32年教育委員会規則第1号)第3条第1項の例による。

(職員および**所掌事務**)

第7条 **指導教室に通級指導教室担当職員（以下、「指導教室担当職員」という。）を置き、指導教室を設置する学校に勤務する教諭のうち、校長が指名する者をもって充てる。**

2 指導教室担当職員は、上司の命を受け次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童生徒の実態把握およびアセスメント
- (2) 個別の教育支援計画および個別の指導計画等の作成
- (3) 指導内容の検討および実施ならびに評価
- (4) 学級担任、校内関係者、関係機関等との連携協力
- (5) 保護者との連携および支援
- (6) その他上司が指示する業務

3 教育委員会は、必要に応じて、第3条の規定にかかわらず、通級区域以外の学校に対しても巡回による指導を行わせること

(運営協議会)

第8条 指導教室の運営計画その他必要な事項について協議するため、指導教室運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 守山市就学支援委員会規則(昭和48年教育委員会規則第7号)第4条に規定する委員のうち、保育園長、幼稚園長、こども園長、小学校長および中学校長
- (2) 守山小学校長、物部小学校長、立入が丘小学校長、小津小学校長、玉津小学校長、河西小学校長、中洲小学校長、守山中学校長および守山北中学校長
- (3) こども家庭部発達支援課担当職員
- (4) 指導教室担当職員、こども家庭部保育幼稚園課幼保支援室長および担当職員
- (5) 教育委員会事務局学校教育課長および担当職員

3 協議会の会長は、構成員の互選により選出する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(通級の申請および承認)

第10条 指導教室に通級しようとする対象児童生徒の保護者(次項

ができる。

(運営協議会)

第8条 指導教室の運営計画その他必要な事項について協議するため、指導教室運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 守山市就学支援委員会規則(昭和48年教育委員会規則第7号)第4条に規定する委員のうち、保育園長、幼稚園長、こども園長、小学校長および中学校長
- (2) 守山小学校長、物部小学校長、立入が丘小学校長、小津小学校長、玉津小学校長、河西小学校長、中洲小学校長、**守山南中学校長**、守山中学校長および守山北中学校長
- (3) こども家庭部発達支援課担当職員
- (4) 指導教室担当職員、こども家庭部保育幼稚園課幼保支援室長および担当職員
- (5) 教育委員会事務局学校教育課長および担当職員

3 協議会の会長は、構成員の互選により選出する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(通級の申請および承認)

第10条 指導教室に通級しようとする対象児童生徒の保護者(次項

において、「申請者」という。)は、在籍校長の副申を添えた通級指導教室通級願(別記様式第1号)を教育長に提出するものとする。

- 2 教育長は、協議会による通級の可否についての審査を経て、通級を必要と認めた場合は、申請者に通級指導教室通級承認書(別記様式第2号)を通知し、承認しない場合は、理由を付し申請者に通知するものとする。

(通級に係る保護者の責任等)

第11条 守山小学校指導教室、物部小学校指導教室、立入が丘小学校指導教室、小津小学校指導教室、玉津小学校指導教室、河西小学校指導教室および中洲小学校指導教室への通級については、保護者が引率するものとし、通級時の事故等については、保護者がその責任を負うものとする。

(教育課程上の取扱い)

第12条 指導教室への通級により指導を受けるために要する時間は、正規の教育課程として位置付けるものとする。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

において、「申請者」という。)は、在籍校長の副申を添えた通級指導教室通級願(別記様式第1号)を教育長に提出するものとする。

- 2 教育長は、協議会による通級の可否についての審査を経て、通級を必要と認めた場合は、申請者に通級指導教室通級承認書(別記様式第2号)を通知し、承認しない場合は、理由を付し申請者に通知するものとする。

(通級に係る保護者の責任等)

第11条 小学校指導教室への他校通級については、保護者が引率するものとし、通級時の事故等については、保護者がその責任を負うものとする。

2 中学校指導教室への他校通級における通級時の事故等については、保護者がその責任を負うものとする。

(教育課程上の取扱い)

第12条 指導教室への通級により指導を受けるために要する時間は、正規の教育課程として位置付けるものとする。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第10条関係)

(略)

様式第 2 号(第10条関係)

(略)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第10条関係)

(略)

様式第 2 号(第10条関係)

(略)

【別記1】

現行

名称	位置
守山小学校指導教室	守山市勝部一丁目13番地の1 守山小学校校舎内
物部小学校指導教室	守山市二町町252番地 物部小学校校舎内
立入が丘小学校指導教室	守山市立入町222番地 立入が丘小学校校舎内
小津小学校指導教室	守山市欲賀町853番地 小津小学校校舎内
玉津小学校指導教室	守山市赤野井町9番地の1 玉津小学校校舎内
河西小学校指導教室	守山市小島町1843番地 河西小学校校舎内
中洲小学校指導教室	守山市幸津川町1406番地 中洲小学校校舎内
守山中学校指導教室	守山市石田町350番地 守山中学校校舎内
守山北中学校指導教室	守山市荒見町235番地 守山北中学校校舎内

改正後（案）

名称	位置
守山小学校指導教室	守山市勝部一丁目13番地の1 守山小学校校舎内
物部小学校指導教室	守山市二町町252番地 物部小学校校舎内

立入が丘小学校指導教室	守山市立入町222番地 立入が丘小学校校舎内
小津小学校指導教室	守山市欲賀町853番地 小津小学校校舎内
玉津小学校指導教室	守山市赤野井町9番地の1 玉津小学校校舎内
河西小学校指導教室	守山市小島町1843番地 河西小学校校舎内
中洲小学校指導教室	守山市幸津川町1406番地 中洲小学校校舎内
守山南中学校指導教室	守山市古高町357番地 守山南中学校校舎内
守山中学校指導教室	守山市石田町350番地 守山中学校校舎内
守山北中学校指導教室	守山市荒見町235番地 守山北中学校校舎内

守山市教育委員会告示第13号

守山市部活動地域連携協議会設置要綱（令和7年教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

守山市教育委員会教育長 辻 本 長 一

題名中「地域連携協議会」を「改革協議会」に改める。

第1条中「地域移行」を「地域展開」に、「地域連携協議会」を「改革協議会」に改める。

第2条第2号および第3号中「地域移行」を「地域展開」に改める。

第3条第1項中「10人」を「15人」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（報償）

第8条 協議会の委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支給する。

- 2 委員長の求めに応じて協議会の会議に出席した者に対し、予算の範囲内において報償金を支払う。

別表中

「

守山市スポーツ協会の代表	スポーツ活動関係
--------------	----------

」を

「

守山市スポーツ協会の代表	スポーツ活動関係
公益財団法人守山市文化体育振興事業団の代表	文化・スポーツ活動関係
守山市スポーツ少年団の代表	スポーツ活動関係

」に

改める。

付 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

守山市部活動地域連携協議会設置要綱(令和7年教育委員会告示第15号)新旧対照表

現行	改正後
○守山市部活動地域連携協議会設置要綱 令和7年5月20日 守山市教委告示第15号 (設置) 第1条 守山市立中学校における部活動の地域連携および地域移行ならびに地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術の活動機会の整備方法に関することを検討するため、守山市部活動地域連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。 (1) 部活動の地域連携の推進に関すること。 (2) 部活動の地域移行への課題とその対応に関すること。 (3) 部活動の地域移行に向けた環境整備に関すること。 (4) 地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術の活動機会の整備方法に関すること。 (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。 (組織)	○守山市部活動<u>改革協議会</u>設置要綱 令和7年5月20日 守山市教委告示第15号 (設置) 第1条 守山市立中学校における部活動の地域連携および<u>地域展開</u>ならびに地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術の活動機会の整備方法に関することを検討するため、守山市部活動<u>改革協議会</u>(以下「協議会」という。)を設置する。 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。 (1) 部活動の地域連携の推進に関すること。 (2) 部活動の<u>地域展開</u>への課題とその対応に関すること。 (3) 部活動の<u>地域展開</u>に向けた環境整備に関すること。 (4) 地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術の活動機会の整備方法に関すること。 (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。 (組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。

3 協議会に委員長および副委員長各1人を置き、委員の互選により、これを定める。

4 委員長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命した日からその日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(部会)

第6条 委員長は、必要に応じ、協議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。

3 協議会に委員長および副委員長各1人を置き、委員の互選により、これを定める。

4 委員長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命した日からその日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第6条 委員長は、必要に応じ、協議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務) 第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。 付 則 この告示は、令和7年5月20日から施行する。 別表(第3条関係) 【別記1 参照】	(報償) 第8条 協議会の委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支給する。 2 委員長の求めに応じて協議会の会議に出席した者に対し、予算の範囲内において報償金を支払う。 (庶務) 第89条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。 (その他) 第910条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。 付 則 この告示は、令和7年5月20日から施行する。 この告示は、令和8年4月1日から施行する。 別表(第3条関係) 【別記1 参照】
--	---

【別記1】

現行

団体、機関等	備考
守山市スポーツ協会の代表	スポーツ活動関係
市内小中学校の代表	学校・教育関係
保護者の代表	
大学関係職員	学識経験者等
滋賀県教育委員会事務局保健体育課職員	県関係
部活動指導員	市関係
その他教育委員会が必要と認める者	

改正後（案）

団体、機関等	備考
守山市スポーツ協会の代表	スポーツ活動関係
<u>公益財団法人守山市文化体育振興事業団の代表</u>	<u>文化・スポーツ活動関係</u>
<u>守山市スポーツ少年団の代表</u>	<u>スポーツ活動関係</u>
市内小中学校の代表	学校・教育関係
保護者の代表	
大学関係職員	学識経験者等
滋賀県教育委員会事務局保健体育課職員	県関係
部活動指導員	市関係
その他教育委員会が必要と認める者	

守山市教育委員会告示第14号

守山市学校園評議員運営要綱（平成30年守山市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

守山市教育委員会教育長 辻 本 長 一

第4条を次のように改める。

（報償）

第4条 学校園評議員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支払うことができる。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

守山市学校園評議員運営要綱(平成30年教育委員会告示第3号)新旧対照表

現行	改正後
○守山市学校園評議員運営要綱 平成30年3月8日 守山市教委告示第3号 (趣旨) 第1条 この要綱は、守山市立小学校および中学校の管理および運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第19条の3、守山市立幼稚園の管理および運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第19条の規定、ならびに守山市立小中学校の学校評議員設置要綱（平成13年4月1日制定）および守山市立幼稚園の幼稚園評議員設置要綱（平成13年4月1日制定）の規定に基づき、学校評議員および幼稚園評議員（以下「学校園評議員」という。）の運営上必要な事項について定めるものとする。 (運営の基本方針) 第2条 学校園評議員の運営は、校園長の責任と権限において行うものとする。 2 校園長は、学校園評議員の意見を参考としつつ、学校園運営を行うものとする。 (選任手続)	○守山市学校園評議員運営要綱 平成30年3月8日 守山市教委告示第3号 (趣旨) 第1条 この要綱は、守山市立小学校および中学校の管理および運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第19条の3、守山市立幼稚園の管理および運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第19条の規定、ならびに守山市立小中学校の学校評議員設置要綱（平成13年4月1日制定）および守山市立幼稚園の幼稚園評議員設置要綱（平成13年4月1日制定）の規定に基づき、学校評議員および幼稚園評議員（以下「学校園評議員」という。）の運営上必要な事項について定めるものとする。 (運営の基本方針) 第2条 学校園評議員の運営は、校園長の責任と権限において行うものとする。 2 校園長は、学校園評議員の意見を参考としつつ、学校園運営を行うものとする。 (選任手続)

第3条 校園長は、できる限り幅広い分野から教育に関する理解・識見を有する者を選び推薦するものとする。

(報償)

第4条 学校園評議員に対する報償は、予算の範囲内において行う。その額は、年額1人当たり5,000円とする。旅費については、支給しない。

(活動)

第5条 学校園評議員の学校園運営に関する校園長の権限と責任に属する次の事項について、校園長が必要とする求めに応じて意見を述べ、支援、協力を行うものとする。

- (1) 教育目標、教育計画、教育活動の実施に関すること。
- (2) 学習指導、生徒指導上の問題に関すること。
- (3) 学校と家庭・地域の連携に関すること。
- (4) その他、校園長が必要と認めたこと。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、学校園評議員の運営上必要な事項については、各学校園長が別にこれを定める。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

第3条 校園長は、できる限り幅広い分野から教育に関する理解・識見を有する者を選び推薦するものとする。

(報償)

第4条 学校園評議員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支払うことができる。

(活動)

第5条 学校園評議員の学校園運営に関する校園長の権限と責任に属する次の事項について、校園長が必要とする求めに応じて意見を述べ、支援、協力を行うものとする。

- (1) 教育目標、教育計画、教育活動の実施に関すること。
- (2) 学習指導、生徒指導上の問題に関すること。
- (3) 学校と家庭・地域の連携に関すること。
- (4) その他、校園長が必要と認めたこと。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、学校園評議員の運営上必要な事項については、各学校園長が別にこれを定める。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

守山市教育委員会告示第15号

守山市就学援助費給付要綱（昭和59年教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

守山市教育委員会教育長 辻 本 長 一

第4条第2項第2号イ(イ)中「平成25年度厚生労働省告示第174号による改正前」を「前年12月末日現在」に、「1.2」を「1.4」に改める。

別記様式第1号中「平成」を削り、「1.2倍以下」を「1.4倍以下」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

守山市就学援助費給付要綱(昭和59年教育委員会告示第13号)新旧対照表

現行	改正後
○守山市就学援助費給付要綱 昭和59年10月30日 守山市教委告示第13号 (目的) 第1条 この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項および学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒(法第18条に規定する学齢児童または学齢生徒をいう。以下同じ。)もしくは就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者(子に対して親権を行う者または親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。)に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 (給付対象経費) 第2条 援助費の給付の対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。 (1) 学用品費 児童または生徒の所持に係る物品で各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品(実験・実習材料を含	○守山市就学援助費給付要綱 昭和59年10月30日 守山市教委告示第13号 (目的) 第1条 この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項および学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒(法第18条に規定する学齢児童または学齢生徒をいう。以下同じ。)もしくは就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者(子に対して親権を行う者または親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。)に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 (給付対象経費) 第2条 援助費の給付の対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。 (1) 学用品費 児童または生徒の所持に係る物品で各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品(実験・実習材料を含

む。)の購入に係る経費

(2) 通学用品費 小学校の第2学年以上の児童または中学校の第2学年以上の生徒が通学のために通常必要とする通学用品(通学用靴、雨傘、雨靴、上ばき、帽子等)の購入に係る経費

(3) 校外活動費 次に掲げる経費

ア 児童または生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費および見学科

イ 児童または生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動(1の学年を通じて1回を限度とし、修学旅行は除く。)に参加するために直接必要な交通費および見学科

(4) 体育実技用具費 保健体育の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道着、剣道防具一式)で、当該授業を受ける児童または生徒全員が個々に用意することとされているものの購入に係る経費

(5) 新入学児童・生徒学用品費等 新入学の児童または生徒が通常必要とする学用品および通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)の購入に係る経費

(6) 修学旅行費 児童または生徒(修学旅行実施前に、給付対象者として認定された保護者の児童または生徒に限る。)が、小学校在学期間または中学校在学期間を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に直接必要な経費として均一に負担すべき

む。)の購入に係る経費

(2) 通学用品費 小学校の第2学年以上の児童または中学校の第2学年以上の生徒が通学のために通常必要とする通学用品(通学用靴、雨傘、雨靴、上ばき、帽子等)の購入に係る経費

(3) 校外活動費 次に掲げる経費

ア 児童または生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費および見学科

イ 児童または生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動(1の学年を通じて1回を限度とし、修学旅行は除く。)に参加するために直接必要な交通費および見学科

(4) 体育実技用具費 保健体育の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道着、剣道防具一式)で、当該授業を受ける児童または生徒全員が個々に用意することとされているものの購入に係る経費

(5) 新入学児童・生徒学用品費等 新入学の児童または生徒が通常必要とする学用品および通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)の購入に係る経費

(6) 修学旅行費 児童または生徒(修学旅行実施前に、給付対象者として認定された保護者の児童または生徒に限る。)が、小学校在学期間または中学校在学期間を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に直接必要な経費として均一に負担すべき

交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、旅行業務取扱料金、添乗員経費、しおり代、通信費および荷物輸送料

(7) 通学費 片道の通学距離が4キロメートル以上の児童または6キロメートル以上の生徒(特別支援学級の児童または生徒にあつては通学距離を問わない。)が最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合に要する交通費(その者が通学に利用する交通機関(旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車、船舶等をいう。)の旅客運賃に限る。)

(8) 医療費 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づく費用(社会保険等に参加している場合は、被保険者または被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額)

(9) 学校給食費 学校給食に要する費用の実費

(10) 卒業アルバム代等 小学校または中学校を卒業する児童または生徒に対して、通常製作する卒業アルバムおよび卒業記念写真またはそれらの購入費

(給付金額)

第3条 前条に掲げる給付対象経費に係る給付金の額は、予算の範囲内において次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、旅行業務取扱料金、添乗員経費、しおり代、通信費および荷物輸送料

(7) 通学費 片道の通学距離が4キロメートル以上の児童または6キロメートル以上の生徒(特別支援学級の児童または生徒にあつては通学距離を問わない。)が最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合に要する交通費(その者が通学に利用する交通機関(旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車、船舶等をいう。)の旅客運賃に限る。)

(8) 医療費 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づく費用(社会保険等に参加している場合は、被保険者または被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額)

(9) 学校給食費 学校給食に要する費用の実費

(10) 卒業アルバム代等 小学校または中学校を卒業する児童または生徒に対して、通常製作する卒業アルバムおよび卒業記念写真またはそれらの購入費

(給付金額)

第3条 前条に掲げる給付対象経費に係る給付金の額は、予算の範囲内において次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号、第2号、第3号アおよび第5号に掲げる経費
毎年度国が示す予算単価(以下「国予算単価」という。)の
額
- (2) 前条第3号イ、第4号、第6号および第10号に掲げる経費
国予算単価の額を上限とする実費相当額
- (3) 前条第7号に掲げる経費 国予算単価の額を上限とする実
費相当額。ただし、守山市立小中学校の特別支援学級在籍児
童または生徒にかかる経費については、国予算単価に関わら
ず実費相当額のうち学校長が認めた額とする。
- (4) 前条第8号に掲げる経費 実費相当額
- (5) 前条第9号に掲げる経費 守山市立小中学校における保護
者負担額を上限とする実費相当額
(給付対象者)

第4条 給付の対象となる児童、生徒および就学予定者は、小学
校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)または中学校
(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。以
下同じ。)に就学する者で、次の各号のいずれかに該当するもの
とする。

- (1) 守山市立の小学校または中学校に在学する児童、生徒また
は就学予定者
- (2) 国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に
規定する国立大学法人を含む。)、守山市以外の地方公共団体

- (1) 前条第1号、第2号、第3号アおよび第5号に掲げる経費
毎年度国が示す予算単価(以下「国予算単価」という。)の
額
- (2) 前条第3号イ、第4号、第6号および第10号に掲げる経費
国予算単価の額を上限とする実費相当額
- (3) 前条第7号に掲げる経費 国予算単価の額を上限とする実
費相当額。ただし、守山市立小中学校の特別支援学級在籍児
童または生徒にかかる経費については、国予算単価に関わら
ず実費相当額のうち学校長が認めた額とする。
- (4) 前条第8号に掲げる経費 実費相当額
- (5) 前条第9号に掲げる経費 守山市立小中学校における保護
者負担額を上限とする実費相当額
(給付対象者)

第4条 給付の対象となる児童、生徒および就学予定者は、小学
校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)または中学校
(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。以
下同じ。)に就学する者で、次の各号のいずれかに該当するもの
とする。

- (1) 守山市立の小学校または中学校に在学する児童、生徒また
は就学予定者
- (2) 国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に
規定する国立大学法人を含む。)、守山市以外の地方公共団体

または法第2条第1項の学校法人の設置する学校に在学する児童、生徒または就学予定者で、守山市内に住所を有する者

2 就学援助費の給付対象者(他市区町村において、この要綱と同趣旨の就学援助費の給付を受けている場合は除く。)は、前項の児童、生徒または就学予定者の保護者(第2号ア(ク)については、保護者である父母のいずれか一方のみが該当する場合に給付対象者とする。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第2号の保護者は、後見人を除き市内に住所を有する者とする。

(1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童・生徒学用品費、通学費、学校給食費および卒業アルバム代等の給付については、同法第13条の規定によりその児童または生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者を除く。)

(2) 準要保護者 次に掲げる者

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているもので、実施年度またはその前年度において次のいずれかの措置を受けたもの。ただし、(ア)および(イ)については、実施年度の措置に限るものとし、(キ)については申請日(申請日が4月15日以前の場合は実施年度の4月1日)時点において支給対象となっている場合に限る

または法第2条第1項の学校法人の設置する学校に在学する児童、生徒または就学予定者で、守山市内に住所を有する者

2 就学援助費の給付対象者(他市区町村において、この要綱と同趣旨の就学援助費の給付を受けている場合は除く。)は、前項の児童、生徒または就学予定者の保護者(第2号ア(ク)については、保護者である父母のいずれか一方のみが該当する場合に給付対象者とする。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第2号の保護者は、後見人を除き市内に住所を有する者とする。

(1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童・生徒学用品費、通学費、学校給食費および卒業アルバム代等の給付については、同法第13条の規定によりその児童または生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者を除く。)

(2) 準要保護者 次に掲げる者

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているもので、実施年度またはその前年度において次のいずれかの措置を受けたもの。ただし、(ア)および(イ)については、実施年度の措置に限るものとし、(キ)については申請日(申請日が4月15日以前の場合は実施年度の4月1日)時点において支給対象となっている場合に限る

ものとする。

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止

(イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条に基づく市民税の非課税

(ウ) 地方税法第323条に基づく市民税の減免

(エ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

(オ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条および第90条に基づく国民年金保険料の免除

(カ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(キ) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給

(ク) 生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年8月14日厚生省社第398号)に基づく貸付け

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者の職業が不安定で、生活状態が極めて悪いと認められるもののうち、その世帯の前年の合計所得金額(世帯全員の収入で、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に

ものとする。

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止

(イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条に基づく市民税の非課税

(ウ) 地方税法第323条に基づく市民税の減免

(エ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

(オ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条および第90条に基づく国民年金保険料の免除

(カ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(キ) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給

(ク) 生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年8月14日厚生省社第398号)に基づく貸付け

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者の職業が不安定で、生活状態が極めて悪いと認められるもののうち、その世帯の前年の合計所得金額(世帯全員の収入で、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に

規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得および当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))が、平成25年度厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に従い算出した基準生活費(第1類、第2類(冬季加算含む。))および期末一時扶助額をいう。)および教育扶助の額(基準額、学級費および学校給食費の額の合計額をいう。)との合計額に1.2を乗じて得た額を年間額(12か月分)に換算した額以下の者で、教育委員会が認めるもの

(ウ) その他、教育委員会が特に給付する必要があると認めるもの

(受給申請)

第5条 就学援助費の給付を受けようとする者は、年度ごとに守山市就学援助費給付申請書(別記様式第1号)に、教育委員会が指定したものを添え申請するものとする。

(給付の認否の決定)

第6条 前条の申請を受けたときは、その内容を審査し給付の認否を決定の上、その旨を守山市就学援助費給付認定通知書(別記

規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得および当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))が、前年12月末日現在の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に従い算出した基準生活費(第1類、第2類(冬季加算含む。))および期末一時扶助額をいう。)および教育扶助の額(基準額、学級費および学校給食費の額の合計額をいう。)との合計額に1.4を乗じて得た額を年間額(12か月分)に換算した額以下の者で、教育委員会が認めるもの

(ウ) その他、教育委員会が特に給付する必要があると認めるもの

(受給申請)

第5条 就学援助費の給付を受けようとする者は、年度ごとに守山市就学援助費給付申請書(別記様式第1号)に、教育委員会が指定したものを添え申請するものとする。

(給付の認否の決定)

第6条 前条の申請を受けたときは、その内容を審査し給付の認否を決定の上、その旨を守山市就学援助費給付認定通知書(別記

様式第2号)または守山市就学援助費給付却下通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するとともに、学校長および必要に応じて守山市福祉事務所長へ通知するものとする。

- 2 前項の決定については、必要に応じ学校長または守山市福祉事務所長に意見を求めることができるものとする。
- 3 第2条第5号に規定する新入学児童・生徒学用品費等に係る就学援助費については、毎年4月15日まで(第4条に規定する就学予定者にあつては、入学する前年度の12月1日から12月28日まで)に前条の申請をした者で就学援助費の給付を決定したものに限り給付するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、就学援助費は生活保護法による教育扶助と重複して給付することはできない。

(認定の取消し等)

第7条 年度途中において、給付対象者が次の各号のいずれかに該当した時は、認定を取り消すものとする。

- (1) 保護者が辞退したとき。
- (2) 対象児童生徒が死亡または転出(第4条第1項第1号に該当する場合を除く。)したとき。
- (3) 就学予定者が入学する前年度において本市に住所を有しなくなったときまたは第4条に規定する小学校または中学校に入学しなかったとき。
- (4) 虚偽の申請により給付を受けていることが判明したとき。

様式第2号)または守山市就学援助費給付却下通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するとともに、学校長および必要に応じて守山市福祉事務所長へ通知するものとする。

- 2 前項の決定については、必要に応じ学校長または守山市福祉事務所長に意見を求めることができるものとする。
- 3 第2条第5号に規定する新入学児童・生徒学用品費等に係る就学援助費については、毎年4月15日まで(第4条に規定する就学予定者にあつては、入学する前年度の12月1日から12月28日まで)に前条の申請をした者で就学援助費の給付を決定したものに限り給付するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、就学援助費は生活保護法による教育扶助と重複して給付することはできない。

(認定の取消し等)

第7条 年度途中において、給付対象者が次の各号のいずれかに該当した時は、認定を取り消すものとする。

- (1) 保護者が辞退したとき。
- (2) 対象児童生徒が死亡または転出(第4条第1項第1号に該当する場合を除く。)したとき。
- (3) 就学予定者が入学する前年度において本市に住所を有しなくなったときまたは第4条に規定する小学校または中学校に入学しなかったとき。
- (4) 虚偽の申請により給付を受けていることが判明したとき。

(5) 児童扶養手当の受給資格を喪失したとき。

(6) その他教育委員会が給付の停止を必要と認めたとき。

2 前項に規定する場合にあっては、既に給付を受けた就学援助費の全部または一部の返還を命じることができるものとする。

3 第1項に該当することにより就学援助費の給付を停止したときは、守山市就学援助費給付停止通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(給付期間)

第8条 この就学援助費の給付期間は、4月1日に始まり翌年3月31日で終わるものとする。

2 給付期間の中途に認定した場合、申請月の翌月(申請日が月の初日にあたるときはその月)から給付する。ただし、4月1日から4月15日までに申請のあったものについては4月分から給付する。

3 第7条の規定により給付期間の途中で認定を取り消した場合は、その翌月分(その日が月の初日にあたるときは、その月)から給付を停止する。

(給付方法)

第9条 給付を決定した者に対する就学援助費は、口座振替の方法により学期末に給付するものとする。ただし、第6条第3項により支給決定した就学予定者については、入学する前年度の2月に給付するものとする。

(5) 児童扶養手当の受給資格を喪失したとき。

(6) その他教育委員会が給付の停止を必要と認めたとき。

2 前項に規定する場合にあっては、既に給付を受けた就学援助費の全部または一部の返還を命じることができるものとする。

3 第1項に該当することにより就学援助費の給付を停止したときは、守山市就学援助費給付停止通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(給付期間)

第8条 この就学援助費の給付期間は、4月1日に始まり翌年3月31日で終わるものとする。

2 給付期間の中途に認定した場合、申請月の翌月(申請日が月の初日にあたるときはその月)から給付する。ただし、4月1日から4月15日までに申請のあったものについては4月分から給付する。

3 第7条の規定により給付期間の途中で認定を取り消した場合は、その翌月分(その日が月の初日にあたるときは、その月)から給付を停止する。

(給付方法)

第9条 給付を決定した者に対する就学援助費は、口座振替の方法により学期末に給付するものとする。ただし、第6条第3項により支給決定した就学予定者については、入学する前年度の2月に給付するものとする。

2 医療費については、保護者等からの医療券交付申請書(別記様式第5号)の提出に基づき医療券(別記様式第6号)を交付し、医療機関からの請求に基づき当該医療機関に直接支払うものとする。ただし、個人負担金として支払った医療費については、その者からの請求に基づき支払うことができるものとする。

3 修学旅行費については、学校長からの対象児童生徒にかかる修学旅行費精算書に基づき給付する。

4 通学費については、交通機関の発行した定期券の写しおよび出席日数の確認できる書類等を添付した守山市就学援助通学費申請書(別記様式第7号)の提出に基づき給付する。

5 体育実技用具費については、当該用具等を購入したことまたは購入することを証する学校長の証明に基づき給付する。

6 学校納付金(学用品費、学校給食費等)に未納が生じた場合は、保護者の承諾を得て直接学校長に支払うことができる。

(委任事項)

第10条 学校長は、保護者の委任に基づき当該児童または生徒に係る就学援助費を代理受領することができる。

(報告)

第11条 学校長は就学援助費の給付を受けている児童または生徒が年度の途中において第7条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当したと認めるときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

2 医療費については、保護者等からの医療券交付申請書(別記様式第5号)の提出に基づき医療券(別記様式第6号)を交付し、医療機関からの請求に基づき当該医療機関に直接支払うものとする。ただし、個人負担金として支払った医療費については、その者からの請求に基づき支払うことができるものとする。

3 修学旅行費については、学校長からの対象児童生徒にかかる修学旅行費精算書に基づき給付する。

4 通学費については、交通機関の発行した定期券の写しおよび出席日数の確認できる書類等を添付した守山市就学援助通学費申請書(別記様式第7号)の提出に基づき給付する。

5 体育実技用具費については、当該用具等を購入したことまたは購入することを証する学校長の証明に基づき給付する。

6 学校納付金(学用品費、学校給食費等)に未納が生じた場合は、保護者の承諾を得て直接学校長に支払うことができる。

(委任事項)

第10条 学校長は、保護者の委任に基づき当該児童または生徒に係る就学援助費を代理受領することができる。

(報告)

第11条 学校長は就学援助費の給付を受けている児童または生徒が年度の途中において第7条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当したと認めるときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(書類の整備)

第12条 学校長が第10条の規定に基づき代理受領を行った場合は、守山市就学援助費個人支給明細書(別記様式第8号)等その他給付に係る関係書類を整備し、常に給付の状況を明らかにしなければならない。

2 学校長は、実施年度にかかる給付事務終了後、守山市就学援助費個人支給明細書等の関係書類を教育委員会に提出し確認を受けなければならない。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、その都度教育委員会が定める。

付 則

この告示は、昭和59年10月30日から施行する。

付 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成19年3月27日から施行し、平成19年度に給付する就学援助費から適用する。

付 則

この告示は、平成22年3月24日から施行する。

付 則

この告示は、平成25年1月4日から施行する。

(書類の整備)

第12条 学校長が第10条の規定に基づき代理受領を行った場合は、守山市就学援助費個人支給明細書(別記様式第8号)等その他給付に係る関係書類を整備し、常に給付の状況を明らかにしなければならない。

2 学校長は、実施年度にかかる給付事務終了後、守山市就学援助費個人支給明細書等の関係書類を教育委員会に提出し確認を受けなければならない。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、その都度教育委員会が定める。

付 則

この告示は、昭和59年10月30日から施行する。

付 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成19年3月27日から施行し、平成19年度に給付する就学援助費から適用する。

付 則

この告示は、平成22年3月24日から施行する。

付 則

この告示は、平成25年1月4日から施行する。

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成28年2月17日から施行し、平成28年度に給付する就学援助費から適用する。

付 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和4年3月1日から施行し、この告示による改正後の第2条第9号の規定は、令和3年9月1日から適用する。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

(略)

様式第2号(第6条関係)

(略)

様式第3号(第6条関係)

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成28年2月17日から施行し、平成28年度に給付する就学援助費から適用する。

付 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和4年3月1日から施行し、この告示による改正後の第2条第9号の規定は、令和3年9月1日から適用する。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

(略)

様式第2号(第6条関係)

(略)

様式第3号(第6条関係)

(略) 様式第 4 号(第 7 条関係)	(略) 様式第 4 号(第 7 条関係)
(略) 様式第 5 号(第 9 条関係) (略) 様式第 6 号(第 9 条関係) (略) 様式第 7 号(第 9 条関係) (略) 様式第 8 号(第12条関係) (略)	(略) 様式第 5 号(第 9 条関係) (略) 様式第 6 号(第 9 条関係) (略) 様式第 7 号(第 9 条関係) (略) 様式第 8 号(第12条関係) (略) <u>付 則</u> <u>この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>別記様式第 1 号(第 5 条関係)</u> <u>(略)</u>

守山市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱および任命について

○守山市いじめ問題等対策連絡協議会の設置目的について

いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめの対処に関する機関および団体の連携を図るため。

○根拠法令 守山市いじめ防止対策推進条例第2条から第8条の規定

○任期 2年（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

委員名簿

No.	区分	職名	氏名	任期歴
1	市長	守山市長	森中 高史	令和5年度～2期目
2	教育長	守山市教育長	辻本 長一	令和6年度～2期目
3	守山警察署の職員	守山警察署長	永田 茂	令和7年度～1期目
4	守山警察署の職員	守山警察署生活安全課長	中村 亮一	新
5	市立学校の校長	守山南中学校長	森川 茂樹	令和7年度～1期目
6	市立学校の校長	守山中学校長	福井 洋枝	新
7	市立学校の校長	守山北中学校長	寺井 信義	令和6年度～2期目
8	市立学校の校長	明富中学校長	宮下 茂久	新
9	市立学校の校長	守山市小学校長会代表	河野 貴子	新
10	子ども家庭相談センターの職員	中央子ども家庭相談センター係長	杉江 太朗	令和7年度～1期目
11	市の職員	守山市環境生活部次長	宝泉 将司	新
12	関係行政機関の長またはその指名する職員	守山野洲少年センター所長	北川 清司	令和7年度～1期目
13	関係行政機関の長またはその指名する職員	守山市教育研究所長	田中 滋規	新
14	学識経験を有する者	元校長	津田 徹	平成27年度～6期目
15	学識経験を有する者	元校長	岩井 知子	令和5年度～2期目

守山市教育委員会告示第 16 号

守山市教育研究所運営委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

守山市教育委員会教育長 辻 本 長 一

守山市教育研究所運営委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 教育委員会は、教育研究所の運営計画および各種事業の企画につき検討するため、守山市教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 守山市教育研究所の運営に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修事業に関すること。
- (3) 教育に関する研究・調査研究に関すること。

(委員)

第 3 条 運営委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命するものとする。

- (1) 教育関係者
- (2) 市民の代表者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもってあてる。

(報償)

第 7 条 運営委員会の委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を

支給する。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、教育委員会教育研究所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度、運営委員会に諮り、これを定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、従前の守山市教育研究所運営委員会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、この告示の施行の日に、この告示による守山市教育研究所運営委員会の委員（以下「新委員」という。）として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる新委員の任期は、同日における旧委員としての任期の残任期間に相当する期間とする。

令和 8 年度教育研究所運営委員会委員の委嘱について

○教育研究所運営委員会の設置目的

教育研究所長の諮問に応じ、教育研究所の運営計画および各種事業の企画につき審議するため。

○根拠法令

守山市教育研究所運営委員会設置要綱

○任期

1 年（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）

委員名簿

NO	区分	氏 名	所属等	任期歴等
1	市民代表	三品 久里子	小津こども園学校評議員	平成 30 年度～ 9 期目
			読み聞かせボランティア	
2		村田 和也	明富中学校 同窓会長	3 期目
3		岩井 知子	元守山野洲少年センター所長	3 期目
			警察署評議会委員	
4	教育関係者	日野 正子	はすねだ保育園学校評議員	1 期目
			元市教育委員	
5		南部 知美	滋賀短期大学付属 すみれ保育園長	1 期目
6		小村 みゆき	小津こども園副園長	1 期目
7		植村 有子	小津小学校長	1 期目
8		福井 洋枝	守山中学校長	2 期目

令和 8 年度幼稚園・保育園・こども園・地域型の就園状況

※令和 8 年 4 月 1 日現在

■ 乳幼児数・就園児数（幼稚園＋保育園＋こども園＋地域型）

（単位：人）

区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
乳幼児数	638	674	699	827	805	786	4,429
就園児数(幼＋保＋こ＋地)	118	415	467	795	775	762	3,332
就園率	18.5%	61.6%	66.8%	96.1%	96.3%	96.9%	75.2%

■ 幼稚園・こども園（教育認定）の就園児数

（単位：人）

区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
公立				198	212	213	623
私立（法人立）				41	40	59	140
計				239	252	272	763

■ 保育園・こども園・地域型（保育認定）の就園児数

（単位：人）

区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
公立	32	110	131	228	215	203	919
私立（法人立）	86	305	336	328	308	287	1,650
計	118	415	467	556	523	490	2,569

令和8年度 幼稚園・こども園(教育認定)就園児数

令和8年4月1日現在

園 名		定員	3歳児	4歳児	5歳児	計
公 立	認定こども園 守山幼稚園	160	25	25	34	84
	物部幼稚園	190	31	32	22	85
	吉身幼稚園	285	27	34	37	98
	立入が丘幼稚園	190	21	20	25	66
	小津こども園	60	10	12	18	40
	玉津こども園	60	13	19	15	47
	河西幼稚園	210	30	49	36	115
	速野幼稚園	190	31	16	15	62
	中洲こども園	40	10	5	11	26
小 計		1,385	198	212	213	623
私立 (法人立)	はすねだこども園	30	8	3	12	23
	速野カナリヤこども園	10	1	1	4	6
	ひなぎくこども園	40	8	9	6	23
	もりの風こども園	120	19	22	32	73
	若鮎こども園	15	5	5	5	15
小 計		215	41	40	59	140
合 計		1,600	239	252	272	763

※広域受託を除く

令和8年度 保育園・こども園(保育認定)就園児数

令和8年4月1日現在

園 名		定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公 立	守山保育園	110	2	12	16	22	18	23	93
	吉身保育園	150	10	16	22	32	36	37	153
	浮気保育園	150	6	24	24	26	25	26	131
	よしみ乳児保育園	55	5	24	24				53
	認定こども園 守山幼稚園	80				44	32	24	100
	玉津こども園	165	3	16	20	43	40	41	163
	小津こども園	135	3	10	13	49	45	36	156
	中洲こども園	65	3	8	12	12	19	16	70
小 計		910	32	110	131	228	215	203	919
私立 (法人立)	ひなぎくこども園	215	6	24	20	48	46	36	180
	はすねだこども園	180	8	15	12	30	42	38	145
	カナリヤ保育園(分園含)	330	12	52	56	59	52	53	284
	若鮎こども園	120	8	18	20	22	23	23	114
	カナリヤ第二保育園	30	3	5	6	9	3	6	32
	速野カナリヤこども園	90	4	13	13	17	17	14	78
	もりの風こども園	90	0	16	18	33	22	19	108
	ふるたか虹のはし保育園	204	3	20	30	46	50	50	199
	滋賀短期大学附属すみれ保育園	120	6	12	12	30	29	30	119
	洛和みずのさと保育園	60	6	8	12	14	13	13	66
	認可保育園守山こども芸術大学	90	5	10	15	20	11	5	66
	地域型保育事業(20事業所)	312	25	112	122				259
小 計		1,841	86	305	336	328	308	287	1,650
合 計		2,751	118	415	467	556	523	490	2,569

※広域受託を除く

守山市教育委員会告示第 11 号

守山市文化振興アクションプラン推進委員会設置要綱(平成26年守山市教委告示第18号)
は、廃止する。

令和 8 年 3 月 31 日

守山市教育委員会教育長 辻 本 長 一

○守山市文化振興アクションプラン推進委員会設置要綱

平成26年10月 1 日

守山市教委告示第18号

(設置)

第1条 守山市文化振興アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)の進捗状況を確認および評価するため、守山市文化振興アクションプラン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、アクションプランの進捗状況を確認し、課題およびその改善方策について審議し教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 守山市の文化芸術関係団体に属する者

(3) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴きまたは資料の提供を求めることができる。

(報償)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支払う。

2 前項の規定に関わらず、公務で会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対して

は、報償金は支払わない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育・文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

(会議の招集)

2 この要綱の施行後初めて開かれる会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

守山市告示第 142 号

守山市生涯学習まちづくり審議会設置要綱（平成30年告示第148号）は、廃止する。

令和 8 年 3 月 31 日

守山市長 森 中 高 史

○守山市生涯学習まちづくり審議会設置要綱

平成30年4月1日

守山市告示第148号

(趣旨)

第1条 守山市における生涯学習まちづくりの推進にあたって、市民の意見や要望を反映し、市民の生涯にわたる学習を総合的に支援するため、守山市生涯学習まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、各号のとおりとする。

- (1) 市民の生涯学習促進のための調査および研究に関すること。
- (2) 生涯学習まちづくりの推進について市長より諮問された事項の審議に関すること。
- (3) その他生涯学習まちづくりの推進について必要な審議に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校の代表者
- (2) 社会教育関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠の委員は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は会議の議長となり、会を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第7条 審議会の事務局を教育委員会事務局社会教育課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、別に会長が審議会

に諮って定める。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

守山市青少年問題協議会委員の委嘱について

○守山市青少年問題協議会の設置目的

青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議し、適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るため。

○根拠法令

地方青少年問題協議会法および守山市青少年問題協議会設置条例

○任期

2年（令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）

委員名簿

NO	区分	職 名	氏 名	任期歴等
1	会長	守山市長	森中 高史	令和4年度～3期目
2	市議会 議員	総務常任委員会委員長	新野 富美夫	新
3		文教福祉常任委員会委員長	森 貴尉	令和7年度～2期目
4		環境生活都市経済常任委員会委員長	筈井 昌彦	令和6年度～2期目
5	関係行政機関 および 学識経験が ある者	教育長	辻本 長一	令和6年度～2期目
6		守山警察署長	永田 茂	令和7年度～2期目
7		守山市内高等学校代表	杉原 真也	新
8		守山市中学校長会代表	森川 茂樹	新
9		守山市小学校長会代表	若杉 知広	新
10		守山市保育協議会代表	足達 真帆	新
11		守山野洲少年センター所長	北川 清司	令和7年度～2期目
12		教育研究所長	田中 滋規	新
13		守山市少年補導委員代表	徳富 敬一	令和7年度～2期目
14		守山市青少年育成市民会議会長	山本 繁二	令和7年度～2期目
15		守山市主任児童委員代表	四辻 厚	令和4年度～3期目
16		守山保護区保護司会代表	大谷加代子	令和7年度～2期目

守山市教育委員会告示第11号

守山市民ホール管理運営方針検討委員会設置要綱（令和7年告示第27号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

守山市教育委員会教育長 辻 本 長 一

第4条中「令和8年3月31日まで」を「第2条に定める任務が終了するまでの間」に改める。

付則を次のように改める。

この告示は、公布の日から施行する。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

守山市民ホール管理運営方針検討委員会設置要綱(令和7年教育委員会告示第27号)新旧対照表

現行	改正後
○守山市民ホール管理運営方針検討委員会設置要綱 令和7年9月19日 教委告示第27号 (設置) 第1条 教育長は、大規模改修後の守山市民ホールの管理運営方針策定にかかる意見聴取をするため、守山市民ホール管理運営方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。 (1) 守山市民ホールの管理運営方針に関すること (2) その他教育長が必要と認める事項 (組織) 第3条 検討委員会は7人以内の委員をもって構成する。 2 委員は次に掲げるものの中から教育長が委嘱する。 (1) 専門知識を有する者 (2) 市内関係団体を代表する者 (任期) 第4条 委員の任期は、教育長が委嘱した日から令和8年3月31	○守山市民ホール管理運営方針検討委員会設置要綱 令和7年9月19日 教委告示第27号 (設置) 第1条 教育長は、大規模改修後の守山市民ホールの管理運営方針策定にかかる意見聴取をするため、守山市民ホール管理運営方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。 (1) 守山市民ホールの管理運営方針に関すること (2) その他教育長が必要と認める事項 (組織) 第3条 検討委員会は7人以内の委員をもって構成する。 2 委員は次に掲げるものの中から教育長が委嘱する。 (1) 専門知識を有する者 (2) 市内関係団体を代表する者 (任期) 第4条 委員の任期は、教育長が委嘱した日から第2条に定める任

日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 検討委員会に委員長および副委員長を置き、委員長にあっては委員の互選により、副委員長にあっては委員長の指名により定めるものとする。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、第1回目の会議については、教育長が招集する。

(出席の特例)

第7条 委員または検討委員会に関係する職員（以下「関係職員」という。）は、映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）により、会議に出席することができる。

(オンラインで出席できる場合)

第8条 オンライン出席ができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 交通機関の途絶等により会議開催場所までの交通手段が確

務が終了するまでの間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 検討委員会に委員長および副委員長を置き、委員長にあっては委員の互選により、副委員長にあっては委員長の指名により定めるものとする。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、第1回目の会議については、教育長が招集する。

(出席の特例)

第7条 委員または検討委員会に関係する職員（以下「関係職員」という。）は、映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）により、会議に出席することができる。

(オンラインで出席できる場合)

第8条 オンライン出席ができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 交通機関の途絶等により会議開催場所までの交通手段が確

保できない場合

(2) 他の業務等により遠隔地に所在する場合

(3) その他委員長が必要と認める場合

(オンライン出席の方法)

第9条 オンライン出席をしようとする委員は、その都度、事前に関係職員に連絡しなければならない。

2 委員長は、会議開始前に通信機器の接続状況を確認し、音声および映像により、相互の発言が認識でき、議論が的確に行える通信環境にある場合に限り、当該委員のオンライン出席を認定する。

(オンラインの通信が途絶えた場合の取扱い)

第10条 会議の途中でオンライン出席している委員の通信が途絶え、復旧できない場合は、通信が途絶えた時に行われていた議事以後、当該委員は当該会議を欠席したものとする。

(秘密の保持)

第11条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償)

第12条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支払う。

(庶務)

保できない場合

(2) 他の業務等により遠隔地に所在する場合

(3) その他委員長が必要と認める場合

(オンライン出席の方法)

第9条 オンライン出席をしようとする委員は、その都度、事前に関係職員に連絡しなければならない。

2 委員長は、会議開始前に通信機器の接続状況を確認し、音声および映像により、相互の発言が認識でき、議論が的確に行える通信環境にある場合に限り、当該委員のオンライン出席を認定する。

(オンラインの通信が途絶えた場合の取扱い)

第10条 会議の途中でオンライン出席している委員の通信が途絶え、復旧できない場合は、通信が途絶えた時に行われていた議事以後、当該委員は当該会議を欠席したものとする。

(秘密の保持)

第11条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償)

第12条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支払う。

(庶務)

第13条 検討委員会の庶務は、守山市教育委員会事務局市民ホール整備室において行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、令和7年9月19日から施行し、令和8年3月31日限りその効力を失う。

第13条 検討委員会の庶務は、守山市教育委員会事務局市民ホール整備室において行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

守山市告示第 114 号

守山市町史等刊行事業費補助金交付要綱（平成 18 年告示第 117 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

守山市長 森 中 高 史

付則第 4 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度中に検証期限を迎える補助金等の検証及び要綱の改正について

「守山市補助金等交付規則」及び「守山市補助金等の適正化に係る指針」に基づき、次のとおり補助金等の交付に係る有効性および効率性を検証する。

1. 有効性および効率性を検証する補助金等

守山市町史等刊行事業費補助金

2. 補助金等の区分

事業費補助（公益上必要と認めた事業実施に対する補助）

3. 見直しの視点

補助事業の効率的、効果的な執行のため、付則に定めるとおり、町史等の図書の刊行状況、歴史および民俗に対する社会の情勢等を勘案して評価する。

4. 検証の結果

当該要綱（平成18年告示第 117 号）は、前身の「守山市地域伝承等の収集および研究活動事業費補助交付要綱」を廃止し、新たに「町の歴史・歴史資料・民俗資料の調査研究の成果を図書として刊行する事業」に要する経費を補助することを趣旨として制定したもので、施行期日以降の町史等の刊行の状況は次のとおりである。

事業主体	書名等	刊行年月
幸津川自治会	平成の大修復事業 木造地蔵菩薩坐像 (幸津川町地蔵菩薩坐像調査・修理報告書作成事業)	平成 18 年 8 月
横江自治会	横江町民誌	平成 19 年 1 月
立入自治会	立入町民誌	平成 21 年 3 月
岡自治会	岡町民誌	平成 29 年 2 月
勝部自治会	勝部史誌	平成 29 年 8 月
矢島自治会	矢島の歴史	令和 2 年 4 月
吉身中町自治会	吉身の歴史と文化の Q&A	令和 3 年 6 月
今宿自治会	一里塚のあるまち 今宿史誌	令和 4 年 3 月
三宅自治会	三宅町誌	令和 4 年 5 月
勝部自治会	勝部の「お地蔵さん」調査報告書	令和 4 年 6 月
吉身中町自治会	吉身中町史誌	令和 5 年 2 月
勝部自治会	調査報告書 勝部の碑文・銘文	令和 6 年 6 月
川田自治会	かわたの伝承	令和 8 年 2 月

上記のとおり、特に令和2年以降、当該要綱に依る事業が増加しており、市民間における地域の歴史・文化に対する関心や調査研究等の主体的な動きが高まっていることがうかがえる。

このことから、令和3年度に策定した市内文化財の総合的、一体的な保存と活用を推進する『守山市文化財保存活用地域計画』（計画期間：令和4年度～令和13年度）においても基盤づくりに関する取組（措置）として記載している。

なお、刊行図書は市内の学校、公民館、図書館等に寄贈されるだけでなく、刊行成果に基づく講演会やシンポジウムなどがあわせて実施されており、補助金交付による成果は、交付した町の住民に限らず広く市民に還元されている。

検証期間内の予算および執行状況

事業主体	書名等	刊行年月	事業費(当初)	補助額(1/3)
勝部自治会	調査報告書 勝部の碑文・銘文	令和6年6月	170,859 円	56,000 円
川田自治会	かわたの伝承	令和8年2月	524,700 円	174,000 円

また検証期間内の執行額は上記のとおりであり、予算内で適正に執行されている。なお次年度（令和8年度）については、自治会要望等がなく、予算措置されていない。

5. 結論

町史等刊行事業費補助金の交付は、上記のとおり、事業成果が広く市民に還元されているため、有効であると考えられる。

また、検証期間において実施された補助事業では要綱に規定する補助率（1 / 3）及び限度額（50万円）で支障なく町史等が刊行されているため、現時点では補助率、補助金等の拡充、縮小は必要ないものと考えられる。

6. 終期（検証期限）の設定

今後は適切な時期に評価し、検証するため、守山市補助金等交付規則第16条第2項に規定する検証期限を令和11年3月31日とし、要綱の付則に規定する。

守山市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

○守山市文化財保存活用地域計画協議会の設置目的について

市内文化財を一体的、総合的に保存・活用していくために定めた『守山市文化財保存活用地域計画』（令和3年12月文化庁認定、計画期間：令和4年度から令和13年度までの10年間）を運用していくにあたり、文化財所有者、文化財関係者、商工関係団体の者、観光関係団体の者、関係行政機関の職員などで構成する協議会を設置する。

○根拠法令

守山市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱第3条第2項

○任期

2年（令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）

○委員名簿

No.	職名等	氏名	分野等	任期歴等
1	龍谷大学名誉教授/守山市文化財保護審議会会長/下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会委員	舟橋 和夫	社会学	令和4年度～3期目
2	守山市文化財保護審議会委員/文化遺産プランニング代表	井上 ひろ美	文化財学	令和4年度～3期目
3	総合地球環境学研究所/滋賀大学経済学部非常勤講師	嶋田 奈穂子	地域学	令和4年度～3期目
4	宗教法人小津神社代表役員/近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会	吉田 太樹	文化財所有者	令和7年度～2期目
5	守山歴史教材研究会代表/守山の歴史を考える会事務局長/下之郷遺跡まつり実行委員会事務局長	奥村 信夫	教育	令和4年度～3期目
6	認定 NPO 法人びわこ豊穰の郷理事長（守山市はたろの森資料館指定管理者）	金崎 いよ子	自然	令和4年度～3期目
7	株式会社セレンディピティ代表取締役/守山市観光物産協会理事/守山商工会議所青年部	高橋 美江	商工	令和4年度～3期目
8	きたむら農産代表/守山市豊かな市民活動のまち応援認定委員	北村 真理子	観光	令和4年度～3期目
9	滋賀県観光文化スポーツ部文化財保護課長	永井 利憲	行政	令和4年度～3期目
10	守山市都市経済部商工観光課長	榊 賢二	行政	令和4年度～3期目

※ 9, 10 は充て職

令和 7 年度守山市立図書館業務報告について

1 利用状況等（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

「守山市子ども読書活動推進計画第 4 次計画」が 4 月から施行しました。「いつだって好奇心 手を伸ばせばそこに本」を基本理念とし、学校・園、家庭、地域等と連携し、本に親しみやすい場づくり、子どもと本をつなぐ人づくり、支援のネットワークづくり、読書活動の啓発に取り組みました。

本館では、朗読ボランティアを養成するため音訳ボランティア養成講座を全 5 回にわたって開催、中学生に本に関心をもってもらうきっかけづくりとなるよう今村翔吾さんの講演会を 2 中学校で実施、また、わくわくとしょかんまつりでは参加団体を増やし図書館職員も参加することにより、1,271 人と多くの方が訪れてくれました。

北部では、新たに中洲学区民のつどいに参加、夏休み一日子ども司書も開催しました。また、土日おはなし会を試行し本格導入に至りました。

(1) 利用状況 暫定

・ 来館者数	本館	446,789 人	月平均約 37,232 人	(前年度比 95.3%)
	北部	93,384 人	月平均約 7,782 人	(前年度比 103.0%)
	合計	540,173 人	月平均約 45,014 人	(前年度比 96.5%)
・ 開館日数	本館	288 日		(前年度 286 日)
	北部	296 日		(前年度 296 日)
・ 貸出冊数	本館	992,312 冊	1 日平均 3,446 冊	(前年度比 97.1%)
	北部	94,788 冊	1 日平均 320 冊	(前年度比 96.7%)
・ 貸出人数	本館	295,506 人	1 日平均 1,026 人	(前年度比 99.3%)
	北部	21,407 人	1 日平均 72 人	(前年度比 97.9%)
・ 新規登録者数	本館	3,272 人	1 日平均 11.4 人	(前年度比 88.8%)
	北部	228 人	1 日平均 0.8 人	(前年度比 66.3%)
・ 予約本の受渡し				
	駅前総合案内所		14,809 冊	(前年度比 98.9%)
	中洲会館		449 冊	(前年度比 174.7%)
・ 読書通帳の配布	878 冊 (うち中学生以下 699 冊)			(前年度比 85.4%)
・ インスタグラム	投稿数 619 件	フォロワー数 1,615 人	(令和 8 年 4 月 2 日現在)	
・ ふるさと納税による貸出カード、読書通帳の発行	45 件			(前年度 40 件)
・ 市民一人当たりの年間貸出冊数	12.6 冊			(前年度 13.0 冊)
・ 守山市民実利用者数	17,309 人			(前年度 17,538 人)

(2) 蔵書状況（令和8年3月31日現在 暫定）

- ・蔵書冊数 444,731 冊（うち児童書 128,176 冊）（録音図書含む）
- ・CD 3,116 点、DVD 879 点
- ・雑誌タイトル数

本館 269 タイトル（うち寄贈 47 誌、スポンサー 7 誌） 新聞 18 誌

北部 33 タイトル（うちスポンサー 3 誌） 新聞 5 誌

(3) 貸館状況 暫定

多目的室、活動室、スタジオ、ギャラリー、集会室

- ・利用件数 合計 4,076 件（前年度比 126.5%）
- ・延べ利用人数 32,850 人（前年度比 92.7%）
- ・平均稼働率 61.9%（前年度比 122.8%）

(4) その他

湖南4市広域貸出（栗東・草津・野洲市民）の予約のみ受付終了

1月15日より終了 通勤・通学者は予約受付可 他市と足並みを揃える

2 主な事業報告（図書館主催・共催行事）

(1) 本館

ア ルシオールアートキッズフェスティバルおはなし会 街を歩けば音楽に出会う

5月18日（日） 午前11時30分と午後3時からの2回開催

参加者数 延べ41人

イ 理系専門分野講座

「正多面体から広がるかたちの世界 ～5つの王様とその仲間たち～」

7月27日（日）

講師：篠原雅史さん（滋賀大学教育学部教授）

参加者数 34人

ウ 児童図書研究講座

「うたってあそぶ絵本作家

北川チハルさんのおはなしライブ」

8月3日（日）

講師：北川チハルさん（絵本・童話作家）

参加者数 43人

エ ビブリオトーク

発表テーマ「あなたのおすすめ本おしえてください」

8月10日（日）発表者5人

オ 京都新聞データベース



4月1日より利用開始 中日新聞データベースから変更
カ としょかん×Café

(ア)「山田美津子さん原画展」

滋賀県在住の絵本作家 山田美津子さんの原画展をカウンター前で実施

7月4日（金）から8月11日（月）まで

(イ)「UNKNOWN LAKE 琵琶湖展」

滋賀県在住の琵琶湖写真家辻田新也さん

写真集発売記念パネル展@ギャラリー

7月14日（月）から7月22日（火）まで

(ウ)「谷口智則さんおはなし会」

絵本作家 谷口智則さんおはなし会@集会室

8月24日（日） 参加者数 48人

キ おはなしボランティア養成講座（全3回）

9月3日（水）「子どもと本を楽しむために」

9月12日（金）「絵本の選び方と読み方～本の持ち方・読み方・選書について～」

9月19日（金）「実践 読み聞かせをしてみよう～受講生による絵本の読みあい」

参加者数 延べ29人

ク 音訳ボランティア養成講座

10月1日（水）、10月8日（水）、10月22日（水）、11月12日（水）

11月26日（水） 全5回

講師 藤井佳子さん（滋賀県立視覚障害者センター）

登録者数 26人

ケ 第1回文学・歴史講座

10月4日（土）「江戸絵画のみかた」

講師 萬年香奈子さん（滋賀県立琵琶湖文化館）

参加者数 27人

コ 一般社団法人ホンミライ 今村翔吾さん講演

10月16日（木）守山北中学校 全校生徒

10月21日（火）明富中学校 1年生

サ わくわく！としょかんまつり～みんな集まれ！～

11月12日（水）から11月28日（金）まで

参加者数 図書館サポート隊：団体18団体、個人14人

そのほかボランティア：2団体

イベントの参加者 延べ1,271人

今年度は図書館サポート隊のほか、市内のおはなしボランティアや図書館関係団体



の参加、図書館主催のイベントの開催により、様々な角度から図書館や本に触れる機会を作ることができました。作品の展示コンサート、おはなし会等の活動を来館者に披露していただき、図書館サポート隊の活動紹介および新規隊員募集をおこないました。

図書館主催イベント

- (ア) 『もーりー』の折り紙をみんなで折ろう！

11月16日（日） 参加者数：70人（うち子ども36人）

- (イ) としょかんおはなし会

11月15日（土）16日（日）22日（土）

23日（日）24日（月祝）

参加者数 87人（うち子ども42人）

- (ウ) 読書好き集まれ！感想語り読書会

11月16日（日）参加者数：4人

テーマ図書『おいしいごはんが食べられますように』

『アルジャーノンに花束を』

『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』

- (エ) ブックトークを見てみよう！

11月23日（日）参加者数 5人

テーマ：「きみがいるから」

- (オ) としょかんツアー

11月24日（月祝）全3回 参加者数 計58人（うち子ども29人）

シ 第2回 読書好き集まれ！感想語り読書会

2月23日（月祝）参加者数5人

テーマ図書『52ヘルツのクジラたち』

ス 教えて！君の好きな本

3月21日（土）参加人数9人

対象 小学校高学年

セ その他主な定例行事等

- (ア) おはなし会（図書館司書とおはなしボランティアが協働で開催）

毎週水・金曜日 午後3時からおはなしのいえにて開催

参加者数 延べ 1,146人（85回）

- (イ) おたのしみおはなし&映画会

毎月第2日曜日

参加者数 延べ 365人（12回）

- (ウ) 大人のための映画会



名画上映 隔月第2水曜日

参加者数 延べ 449 人 (6回)

(2) 北部図書館

ア 主な開催行事等

(ア) 季節のおはなし会

a 緑のカーテンを植えよう！&おはなし会

6月8日(日) 参加者数 14人

b こわーいおはなし会

8月29日(金) 参加者数 33人

c クリスマスおはなし&こうさく

*守山青年団の方に、サンタクロースに扮装して来ていただいた)

12月13日(土) 参加人数 32人

d バレンタインおはなし会&エコバッグをつくろう

2月11日(祝・水)

参加者数 23人

(イ) おはなし&えいが会

大型絵本「せんたくかあちゃん」、映画「そらとぶねこざかな」

7月23日(水) 参加者数 38人

(ロ) 夏休み一日子ども司書

子どものための読書環境づくり(本が好きな子どもの育成)の一環として、子どもたちに楽しく体験しながら本や図書館についての知識や理解を深めてもらう。

7月29日(火) 参加者数 15人

(ハ) 夏休み平和映画会

「ガラスのうさぎ」

8月19日(火) 参加者数 30人

(ニ) としょかんかざり隊 in 北部図書館

ハロウィンおはなし会&おりがみでかざろう

図書館かざり隊！(図書館サポート隊)との協働で行う。

9月27日(日) 参加者数 33人

(ホ) 新春福袋 2026

一般、中高生、小学生、絵本、あかちゃん絵本のおすすめ本を2冊ずつセットにして貸出 12月24日(水)～1月14日(水) 60セット

(ヘ) 第2回文学歴史講座

1月31日(土)

「方言を考える」



講師：松丸 真大さん（滋賀大学 教育学部 教授）

参加者数 35 人

(ク) ドキュメンタリー映画「松岡享子 お話の種まきをした人」上映会

3 月 15 日（日）

参加者数 23 人

イ その他主な定例行事等

(ア) 定例おはなし会（図書館司書とおはなしボランティアが協働で開催）

毎週火曜日 午後 2 時 30 分から 読み聞かせキッズコーナーにて開催

参加者数 延べ 391 人（52 回）

(イ) おはなし会（図書館司書とおはなしボランティアが協働で開催）

毎週土曜日・日曜日 午前 10 時 30 分頃から

読み聞かせキッズコーナーにて開催

参加者数 延べ 453 人（84 回）

3 図書館サポート隊の活動等

(1) 登録者数 個人 139 人（うち中高生サポーター27 人）、団体 39 団体

(2) 図書館サポート隊の活動

ア 演奏会、展示会、写真展、読書会、おはなし会、古典の会、講演会など

開催回数 延べ 159 回

イ 本おなおい隊（本の修理） 月 1 回開催

参加者数 延べ 88 人（10 回）

本おなおい講座 6 月 26 日（木） 参加者数 7 人

ウ 対面朗読・公開朗読会への協力（視覚障害など自力で本を読むことが困難な方に希望される本を朗読）

(ア) 対面朗読 11 回 23 件

(イ) 公開朗読会 参加人数 延べ 194 人

エ としょかんかざり隊！（テーマを決め図書館へ飾るものを作成）

参加者数 延べ 286 人（4 回）



オ 「おはなしボランティアのつどい」

毎月 1 回開催 絵本について考察、意見交換、おはなし会の情報交換等

参加者数 延べ 47 人（6 回）

＊9月はおはなしボランティア交流会として開催。図書館サポート隊のおはなしボランティアの他に、学校や地域で活動しているボランティア、子ども文庫の方も参加されました。

カ 環境美化

参加者数 延べ 68人 (3回)

キ 中高生サポーター (登録者数 27人)

月1回集会 本のPOP作成やテーマ展示 (ティーンズコーナーにて)

7月13日 (日) 「本の闇鍋 (福袋)」 出品点数 10セット

11月1日 (土)、2日 (日) クイズラリー開催 参加者数 延べ 88人

12月7日 (日) 「本の闇鍋 (福袋)」 出品点数 7セット

2月8日 (日) ミリしら読書会

3月8日 (日) ティーンズコーナーの掲示作成、年間の振り返り



4 学校園、地域、団体への利用啓発と連携

(1) 出前おはなし会、ブックトーク等 合計 285回 7,449人

守山北高校 (23回 668人)、中洲小学校 (22回 667人)、地域子ども文庫 (14回 (6文庫) 245人)、滋賀県立総合病院 (旧小児保健医療センター) (20回 124人)

その他依頼のあった校園等 (206回 5,745人)

(2) 公民館との連携 (北部図書館)

ア はやの親子ほっとステーション

参加者数 延べ 101人 (9回)

イ 中洲なかよしほっとステーション

参加者数 延べ 40人 (2回)

ウ 速野学区学区民のつどい

おはなし会とワークショップ

10月19日 (日) 参加者数 19人

エ 中洲学区民のつどい

おはなし会

11月9日 (日) 参加者数 35人

(3) 市内園、家庭的保育室への絵本巡回

「としょかんわくわくボックス」 (21園)

「ミニとしょかんわくわくボックス」 (18園)

(4) 「夏休みおすすめBOOKS」の作成

小学校1～3年生向け、小学校4～6年生向け、中学生・高校生向けの3種類

市内小中学校・高校でのクラス掲示のほか、Chromebookや図書館ホームページにデ



一タ掲載。

5 学校図書館支援事業

- (1) 学校司書の勤務体制 各校、週 2 回程度巡回・1 日 4 時間勤務
小学校— 9 校を 5 名の学校司書がそれぞれ 2 校ずつ担当
中学校— 4 校を 2 名の学校司書がそれぞれ 2 校ずつ担当
- (2) 学校司書活動内容
本の貸出、返却、書架整理、書架の見出しや案内の作成、図書移動
本の修理、本の受入れ（データ入力・装備）、図書の除籍（廃棄）
授業で使う本の用意（図書室の本や、市立図書館から団体貸出）
図書室での絵本の読み聞かせ
- (3) 学校司書の研修、報告等の実施
月 1 回市立図書館で学校司書と業務の情報共有を行うとともに研修の実施
ア 学校図書館見学・情報交換（玉津小学校） 7 月 25 日（金）
イ 速野小学校図書室引越し打合せ（担当司書） 6 月 23 日（月）
ウ 速野小学校仮設図書室見学（担当司書） 9 月 22 日（月）
エ 「読書のバリアフリーをすすめるために」 10 月 31 日（金）
オ ブックトークの研修 11 月 28 日（金）・12 月 26 日（金）
1 月 30 日（金）・2 月 27 日（金）
カ 学校図書館見学・情報交換（小津小学校） 3 月 27 日（金）

6 障害者支援事業

- (1) 郵送貸出 登録者数 12 人
デイジー利用 5 人 503 件 墨字図書 9 人 138 冊 C D 1 人 22 点
- (2) 公開朗読会（12 回 194 人）・対面朗読（11 回 23 件）の実施

7 医療機関との連携

- (1) 滋賀県立小児保健医療センターおはなし会（再掲）
第 2・4 木曜日（20 回 124 人）
- (2) がん相談支援センター出張相談
毎月第 2・4 金曜日午後 1 時から 3 時まで 図書館活動室にて実施
滋賀県立総合病院内のがん相談支援センターの専門スタッフによる個別無料相談
相談件数 4 件
- (3) 移動図書館出張貸出
毎月 1 回（11 回 61 人）

滋賀県立総合病院入院患者センター前にて出張貸出を行う

(4) 「がん患者サロン笑顔」の開催

毎月第2水曜日 午後1時から3時まで 活動室

滋賀県立総合病院がん相談支援センター、滋賀県がん患者団体連絡協議会との共催
がん患者とその家族のための相談・懇談会

開催回数 12回 参加者数 延べ 69人

(5) 出張がん教室「まなびや」

年6回中の2回を図書館で開催。 多目的室

滋賀県立総合病院がん相談支援センターとの共催

医師による教室

(6) 滋賀県立総合病院第4駐車場の利用に関する覚書の締結（10月1日）

有料化に伴い、図書館の利用者の第4駐車場を利用したときは、図書館が費用を負担する。

8 広報活動

(1) インスタグラム 投稿数 619件 フォロワー数 1,615人（令和8年4月2日現在）

(2) 図書館ホームページとInstagramのリアルタイム連動

ホームページを閲覧された方に、Instagramによる日常のきめ細かな図書館の
情報をお伝えすることで利用の促進を図ります。

(3) 広報もりやま

4月1日号「子ども読書活動推進計画第4次計画」「図書館集会室の開放」

6月1日号「総合病院第4駐車場案内」

8月1日号「音訳ボランティア養成講座」「夏休み学習スペース案内」

11月1日号「わくわく！ としょかんまつり ～みんな集まれ！～」

(4) 市内児童生徒に配布しているクロームブック、市役所LINE、Xを活用

9 施設整備

(1) 図書館（本館）建築設備定期点検業務 6月10日から3月1日まで

(2) 北部図書館・速野会館建築設備定期点検業務 6月10日から3月1日まで

(3) 大光電機株式会社納入の照明器具品質不具合ならびに交換対応

8月1日より12月5日まで

(4) 図書館空調内部清掃業務

8月29日から9月24日まで

(5) 屋外照明修繕

1月28日から3月26日

(6) 8市合同おうみ自治体クラウド図書館システム再構築業務 プロポーザル

1月15日実施

10 視察、見学等

(1) 視察

ア	京都市生涯振興財団労働組合見学	18人	10月7日(火)
イ	生駒市教育委員会	8人	10月22日(水)
ウ	猪名川町図書館協議会	8人	11月21日(金)
エ	貴生川みらい会議	5人	12月16日(火)
オ	京都府立医科大学付属図書館	4人	1月22日(木)

(2) 見学・インタビュー・取材等

ア 速野小学校(北部図書館)

各学年クラス単位での来館、図書の貸出や調べ学習で利用

6月から図書室改修のため、昼休みに先生が希望者を引率して来館

1年生図書館見学 9月8日(月) 9日(火)

2年生図書館の仕事説明 11月4日(火)

イ 県立守山養護学校中学部職場インタビュー 2人 11月18日(火)

ウ 吉身小学校2年図書館見学 11月13日(木) 14日(金) 19日(水) 20日(木)

エ 県立守山中学校 総合的な学習「地域と私」にかかる取材 5人 1月23日(金)

(3) 職場体験およびインターンシップ受入れ

ア 県立守山中学校2年生 4人 10月21日(火)から24日(金)まで

イ 明富中学校2年生 8人 10月28日(火)から10月31日(金)まで
(本館・北部図書館)

ウ 守山南中学校2年生 4人 11月5日(水)、6日(木)、9日(日)

寄付採納一覧について

令和 8 年 4 月 28 日現在

N0	月	寄付者	寄付物件	数量	評価額	合計評価額	寄付先	※ 1	※ 2	※ 3
1	1月	吉身学区子ども会連合会	ワイヤレスアンプC D付	1 台	150,000 円	150,000 円	吉身小学校			
2	1月	吉身学区子ども会連合会	会議テーブル	8 台	153,120 円	153,120 円	立入が丘 小学校			
3	1月	公益財団法人 河本文教福祉振興会	学校図書	384 部	1,788,039 円	1,788,039 円	全小中学校		○	
4	3月	小津学区子ども会連合会	テント	1 張	140,890 円	140,890 円	小津小学校			
5	3月	株式会社 滋賀銀行	木製長椅子	8 台	200,000 円	200,000 円	速野小学校			
6	3月	守山市立守山中学校 令和 7 年度 卒業生保護者	ターポリンフロアシート アクリルボードカッティン グシート	9 本 1 枚	567,500 円	567,500 円	守山中学校			
7	3月	三王不動産グループ	バスケットボール	50 球	550,000 円	550,000 円	全小学校			
8	3月	株式会社瑛心	バスケットボール	24 球	528,000 円	528,000 円	全中学校			
9	3月	有限会社富綜	冷感タオル	1,700 枚	500,000 円	500,000 円	全小学校			

10	3月	河西教育後援会	プール日除けポール部材	1 式	220,000 円	220,000 円	河西幼稚園			
11	3月	河西幼稚園 P T A みどり会	ひのきテーブルまきば (外用テーブル) 平均台 (低年齢児用)	1 台 1 台	50,000 円 55,000 円	105,000 円	河西幼稚園			
12	3月	河西教育後援会	長胴太鼓	1 式	231,660 円	231,660 円	河西幼稚園			
13	3月	有限会社宮本	暑さ対策 大型ガーデンパラソル	3 張	100,000 円	100,000 円	明富中学校			
14	3月	有限会社宮本	パネル (2,400mm×2,400mm 2 分割)	1 組	100,000 円	100,000 円	守山南中学校			
15	3月	守山北中学校令和 7 年度 卒業生・保護者	ワンタッチテント	3 台	368,000 円	368,000 円	守山北中学校			

○守山市表彰条例（※1）

第 5 条 社会功労	(6) 公益のため金品の寄付をした者 一般寄付、ふるさと応援寄付を問わず、 市に対する寄付であれば該当	個人100万円以上 団体200万円以上 (教育後援会からの寄付を除く)
---------------	---	---

○守山市自治振興表彰内規（教育委員会）（※2）

第 2 条	(7) 公益のため金品を寄付した者	個人50万円以上、団体100万円以上 ※ただし、団体については、3 年を限度に通算可。
-------	-------------------	--

○紺綬褒章等の授与基準について（※3）

褒章条例第 1 条の規定により紺綬褒章を授与する場合の授与基準	寄付金額 500万円以上
---------------------------------	--------------

令和8年度守山市学校（園）医・歯科医・薬剤師一覧表

守山市教育委員会 R8.4.1

	学校園名	学校(園)医	医療機関	歯 科 医	医療機関	薬 剤 師	医療機関
中 学 校	守 山 南	山本 卓	山本内科	岡村 貞一	岡村歯科診療所	脇本 真弓	ふれあい薬局
		山岡 弘明	山岡整形外科医院	東條 博充	東條歯科医院		
		福田 正悟	ふくだ医院				
	守 山	内田 康和	うちだクリニック	中西 功	中西歯科医院	脇本 真弓	ふれあい薬局
		柴田 修行	柴田クリニック	田村 浩一	たむら歯科クリニック		
	守 山 北	木戸脇智志	きどわき医院	朝井 啓太	あさい歯科	大竹 陽子	サン調剤薬局
		山口 通雅	やまぐち内科医院	後藤 諒	ごとう歯科こども・おとな歯科		
	明 富	松川 誠司	まつかわ小児科	大橋 哲	大橋歯科クリニック	中島 玲子	ラブリー薬局
藤井 義正		藤井内科	横山 章	横山歯科医院			
小 学 校	守 山	西藤 成雄	西藤小児科	中川 昭子	高橋歯科医院	岡 真里奈	ふれあい薬局
		川人 浩之	かわひと内科クリニック	岡村久美子	岡村歯科診療所		
		五十嵐知之	いがらしクリニック	岡本 篤	すもと岡本歯科		
	物 部	山本 尚	やまもと小児科	岡村 貞一	岡村歯科診療所	鈴木 恵	ラブリー薬局
		廣谷 秀一	ひろたに医院	奥村 和基	おくむら歯科		
		川人 浩之	かわひと内科クリニック	大谷 令	おおたに歯科医院		
	吉 身	木戸脇智志	きどわき医院	田村 浩一	たむら歯科クリニック	辻井 晶	サン調剤薬局
		小西 亮	小西醫院	春日井仁丸	ハル歯科医院		
	立入が丘	徳林 昌樹	徳林クリニック	西川 純平	西川歯科医院	中村 昌子	ふれあい薬局
	小 津	福田 正悟	ふくだ医院	門田 紀	中西訪問歯科	間下 高秀	ますだ薬局
	玉 津	福田 正悟	ふくだ医院	中西 功	中西歯科医院	木戸 一博	ハーモニー薬局
	河 西	藤井 義正	藤井内科	伊東 義雅	アロハ歯科	池原 英子	つばさ薬局 中沢店
		柴田 修行	柴田クリニック	坪田 博行	坪田歯科医院		
		福田 正悟	ふくだ医院	岡本 篤	すもと岡本歯科		
	速 野	松川 誠司	まつかわ小児科	柴田 稔	柴田歯科医院	野田澤 麗子	すこやか薬局
		福田 正悟	ふくだ医院	瀬野 富夫	せの歯科医院		
		藤井 義正	藤井内科	太田 貴司	おおた歯科こども歯科		
	中 洲	松川 誠司	まつかわ小児科	森田 潤	モリタ歯科医院	篠瀬 昌生	ハーモニー薬局
幼 稚 園 ・ こ ど も 園	守 山	底田 辰之	ぼんだキッズファミリークリニック	隠岐 知達	守山おとなこども歯科	尾崎 季美	ふれあい薬局
	物 部	山本 尚	やまもと小児科	岡村 貞一	岡村歯科診療所	鈴木 恵	ラブリー薬局
	吉 身	木戸脇智志	きどわき医院	中西 功	中西歯科医院	西川真美子	おひさま薬局
	立入が丘	徳林 昌樹	徳林クリニック	森田 潤	モリタ歯科医院	中村 昌子	ふれあい薬局
	小 津	津田 透	津田内科医院	門田 紀	中西訪問歯科	間下 高秀	ますだ薬局
	玉 津	山本 尚	やまもと小児科	中西 功	中西歯科医院	木戸 一博	ハーモニー薬局
	河 西	藤井 義正	藤井内科	伊東 義雅	アロハ歯科	弦間 朱里	ますだ薬局
	速 野	松川 誠司	まつかわ小児科	眞岡 謙介	まおか矯正歯科	野田澤 麗子	すこやか薬局
	中 洲	松川 誠司	まつかわ小児科	入江 裕介	いろは歯科矯正歯科	篠瀬 昌生	ハーモニー薬局

専 門 医	耳 鼻 科	神前 英明	こうざき耳鼻咽喉科	吉身小・立入が丘小・中洲小	守山北中
		北野 仁	北野耳鼻咽喉科	守山小	守山南中
		西川 美千子	北野耳鼻咽喉科	物部小・小津小	
		北野 学	北野耳鼻咽喉科	玉津小・河西小・速野小	
		塚本 哲也	つかもと耳鼻咽喉科		守山中・明富中
	眼 科	米倉 義雄	米倉眼科診療所	物部小・立入が丘小	守山南中
		陣上 陽子	守山じんがみ眼科	玉津小	明富中
		岸本 真人	岸本眼科医院	守山小・吉身小・河西小・速野小・中洲小	守山北中
		小森 秀樹	小森眼科クリニック	小津小	守山中

教育委員会関係行事等について

行事名	担当課
令和 7 年度下之郷史跡公園活用事業の結果について	文化財保護課
令和 7 年度伊勢遺跡史跡公園活用事業の結果について	文化財保護課
令和 8 年度埋蔵文化財普及啓発事業の開催について	文化財保護課
令和 8 年度埋蔵文化財センター春季講演会の開催について	文化財保護課

令和7年度下之郷史跡公園活用事業の結果について

文化財保護課

1 弥生人養成講座

【弥生の米づくり】講師：土山博子さん（稲と雑穀の会）・田中耕司さん（京都大学名誉教授）

【第1回】令和7年 6月14日(土) 赤米の田植え	参加者	23名
【第2回】令和7年 9月 6日(土) 開花観察会、石包丁作り	参加者	27名
【第3回】令和7年10月18日(土) 稲刈り、ハサ掛け	参加者	15名
【第4回】令和7年10月25日(土) 脱穀と精米	参加者	25名
【第5回】令和7年12月 6日(土) 米料理と試食	参加者	20名
		計 110名

開催時間：いずれの回も午前9時から正午まで。



鳥形木製品の前で集合写真



稲刈り後の脱穀作業

【弥生織り】講師：立石文代さん（弥生織りの会）・東村純子さん（福井大学）、他

【第1回】令和 7年 6月14日(土) カラムシから繊維取り	参加者	18名
【第2回】令和 7年 7月12日(土) 糸づくり・染め	参加者	19名
【第3回】令和 7年 9月13日(土) 「整経」・機織り説明	参加者	17名
【第4回】令和 7年10月11日(土) 弥生時代の織機を復元と実践	参加者	19名
【第5回】令和 8年 2月14日(土) 作品展示、研究映像を観る	参加者	13名
		計 86名

開催時間：午後1時30分から午後4時まで



【弥生の技】 『弥生土器づくり』 講師 宮本ルリ子さん（陶芸作家）ほか

【第1回】令和 7年 8月30日(土) 粘土をみる	参加者	23名
【第2回】令和 7年 8月31日(土) 土づくり・成形	参加者	21名
【第3回】令和 7年 9月27日(日) 「成形」と装飾	参加者	25名
【第4回】令和 8年 2月19日(日) 野焼き	参加者	15名
		計 84名

開催時間：午後1時30分から午後4時30分まで



土器づくりの解説



講座生による焼成実験

令和7年度 弥生人養成講座受講者 総数 280名

2 吉身小学校と下之郷じいちゃんズの体験学習

【赤米栽培体験学習】 《全8回》

日 時 (田植え) 5月～(餅つき大会) 2月

場 所 下之郷町赤米学習田

人 数 5年生約110人、下之郷じいちゃんズ他14人

総数 約990名



赤米の田植え



餅つき説明会

3 夏休み体験教室

【弥生の草花標本づくり】

講 師：上中央子さん（元奈良文化財研究所）・土山博子さん（稲と雑穀の会）

開催場所：下之郷史跡公園 環濠保存施設

【第1回】令和7年7月23日(水) 植物採集

受講者 19名

【第2回】令和7年8月20日(水) 標本づくり

受講者 25名

計44名

開催時間：いずれの回も午前9時から正午まで



弥生の植物等採集



植物採集と鑑定様子

【弥生の染織体験】

講 師：立石文代さん（弥生織りの会代表）・林 益代さん（弥生織りの会）

開催場所：下之郷史跡公園 環濠保存施設

【第1回】令和5年7月28日(月) 弥生の染織体験

受講者 38名

【第2回】令和5年8月18日(月) まゆクラフト

受講者 36名

計74名

開催時間：いずれの回も午前9時から正午まで



カイコのマユ玉説明



「まゆクラフト」の説明

4 下之郷遺跡キッズクラブ「GO kids」 全9回コース (活動日) 1回 / 月

講師： 松田 篤 (こどもエコクラブサポーター)、守山市文化財保護課 職員

開催場所： 下之郷史跡公園、ほか 参加児童及び指導者 各回 16名程度 **計 160名**

開催内容：

子どもたちが下之郷遺跡や弥生人の暮らしについて体験を通して学び、下之郷遺跡や弥生人の暮らしのすばらしさを見つけて、地域の人々に発信する活動を行なった。

(米作り) ①田植え：赤米や近江の在来稲など約6品種の伝統品種を栽培

②お菓子づくり：(おはぎ) 収穫した赤米等をもとに、菓子作り

③赤米炊飯体験：復元した弥生土器をもとに、収穫した赤米等の炊飯実験を行った。

(全9回)	開催日	開催時間	場所	活動内容
第1回	6月21日(土)	午前9時30分～正午	史跡公園	遺跡学習と田植え
第2回	7月12日(土)	午前9時30分～正午	史跡公園	弓矢体験と石包丁
第3回	8月9日(土)	午前9時30分～正午	香の里資料館	資料館(民具等)の見学
第4回	9月20日(土)	午前9時30分～正午	史跡公園	赤米クレープ作り
第5回	10月25日(土)	午後13時30分～16時	史跡公園	稲刈り・ダマコ餅作り
第6回	11月9日(日)	午前9時～正午	史跡公園	遺跡まつり参加
第7回	12月20日(土)	午前9時～午後4時	美山かやぶきの里	茅葺民家・染色の見学
第8回	1月24日(土)	午前9時30分～正午	史跡公園	環濠とゲンゴロウブナ
第9回	2月28日(土)	午前9時30分～正午	史跡公園	活動報告会



遺跡まつりで発表



環濠でゲンゴロウブナの調査・捕獲

5 下之郷遺跡まつり (雨天の中 開催)

子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の市民が史跡公園につどい、下之郷遺跡に親しみ、先人の知恵と弥生時代の暮らしに思いを寄せるべく「下之郷遺跡のつどい」を開催した。

開催日時： 令和7年11月9日(日) 午前10時～午後2時

開催場所： 下之郷史跡公園

計 640名

開催内容：①下之郷遺跡キッズクラブ「GO kids」の体験発表

②しし鍋、赤米ポン菓子、パウンドケーキ、他

③紙芝居(児童図書研究会)、書道パフォーマンス(守山南中学校)

④火起こし、弓矢体験(守山北高校)、木の実細工、他



紙芝居で史跡公園のお話し



市内中学校生徒による書道実演

6 「弥生のお話会」

開催日時 令和8年2月11日（祝）午後1時30分～4時

開催場所 下之郷史跡公園

参加者 計 40名

『弥生人の生活復元 ― 下之郷遺跡の「農」をかたる ― 』

講師 田中 耕司さん（京都大学名誉教授）・小林 正史さん（金沢大学）

今関 信子さん（児童文学者）



アジアにおける稲作の説明



児童文学者によるお話し

7 その他 市内小学校と高校の歴史体験学習

- | | | | |
|----------------|------------------------------------|---------------|--|
| ① 吉身幼稚園 | 10月16日(木) | 雨天中止 | |
| ② 吉身小学校(5年) | 5月15日(水)・5月26日(日)・6月5日(水)・9月11日(金) | | |
| | 10月8日(金)・12月1日(火) | <u>計 722名</u> | |
| ③ 吉身小学校(6年) | 5月8日(月)・5月12日(金) | <u>計 113名</u> | |
| ④ 河西小学校(6年) | 中止 | | |
| ⑤ 立命館守山高校 | 6月9日(木)・6月12日(月)・6月18日(月)・10月8日(月) | | |
| | ・10月23日(木)・10月27日(月) | <u>計 200名</u> | |
| ⑥ 守山北高校(未来共創科) | 9月5日(木) | <u>計 14名</u> | |

合計 1,049人



史跡整備用地での田植え体験



石包丁による収穫体験（立命館守山高校）

8 【出土弥生土器復元製作業務】

下之郷史跡公園では「弥生人の生活技術」を学ぶため、陶芸作家に依頼して弥生土器を復元製作し使用方法などを専門家から解説頂いた。（製作品）弥生土器「壺」1点・「甕」3点 全4点

製作委託先 滋賀県立陶芸の森内 世界にひとつの宝物づくり実行委員会 会長 青田朋恵



出土弥生土器



復元品製作品

令和7年度伊勢遺跡史跡公園活用事業の結果について

文化財保護課

1 伊勢歴史シンポジウム

日 時 令和8年3月22日（日）午後1時15分より午後4時30分まで

開催場所 守山市伊勢遺跡史跡公園遺構展示施設

参加者 82名

基調講演 (1) 原倭国とヤマト王権への道ー弥生時代後期社会の変容ー

講 師 森岡 秀人さん（橿原考古学研究所客員研究員）

(2) 大和弥生社会と奈良盆地東南部の特質

講 師 川上 洋一さん（奈良県立橿原考古学研究所副所長・博物館館長）

シンポジウム 午後3時30分～4時30分

コーディネーター 大橋 信弥さん（守山市文化財保護審議委員）

パネラー 森岡 秀人さん、川上 洋一さん

伴野 幸一さん（伊勢遺跡史跡公園所長）

司会進行 寺谷 日加里さん（14代目もりやま卑弥呼）



2 近江弥生文化セミナー

第1回 演題 山城と近江の地域間交流ー弥生時代後期を中心にー

講師 國下 多美樹さん（龍谷大学文学部歴史学科教授）

日時 令和7年6月29日（日）午後2時から午後3時30分まで

第2回 演題 丹後の弥生王墓と近江の地域間交流

講師 高野 陽子さん（京都府埋蔵文化財調査研究センター）

日時 令和7年8月24日（日）午後2時から午後3時30分まで

第3回 演題 若狭と湖西北部との地域間交流

講師 西 悠太郎さん（高島市教育総務部文化財課）

日時 令和7年10月19日（日）午後2時から午後3時30分まで

第4回 演題 美濃・尾張と近江の地域間交流（調整中）

講師 三浦 薫平さん（各務原市教育委員会事務局 埋蔵文化財調査センター）

日時 令和7年12月21日（日）午後2時から午後3時30分まで

第5回 演題 伊勢・伊賀地域と近江の地域間交流

講師 石井 智大さん（三重県埋蔵文化財センター）

日時 令和8年1月18日（日）午後2時から午後3時30分まで



3 伊勢遺跡教室

- 第1回 テーマ 伊勢遺跡と近江の弥生文化 ―近江の甕を中心に―
講 師 伴野 幸一さん (伊勢遺跡史跡公園所長)
日 時 令和7年6月15日(日) 午後2時から午後3時30分まで
- 第2回 テーマ 山尾幸久『魏志倭人伝』を読む
講 師 大橋 信弥 さん(守山市文化財保護審議委員)
日 時 令和6年7月13日(日) 午後2時から午後3時30分まで
- 第3回 テーマ 古代琴の音を聞く
講 師 落水 房之 さん (伊勢遺跡保存会)
日 時 令和7年9月14日(日) 午後2時から午後3時30分まで
- 第4回 テーマ 伊勢遺跡保存会の活動とまちづくり―まるごと活性化の取り組み―
講 師 田中 貞明 さん(伊勢遺跡保存会)
日 時 令和7年11月16日(日) 午後2時から午後3時30分まで



4 伊勢遺跡お絵描き教室

- 日時場所 令和7年8月6日(水) 午後1時～午後4時頃まで
伊勢遺跡史跡公園遺構展示施設(伊勢町80番地)
- 対象 守山市内に在住、在学の小学1～6年生 10人
- 講師 中井純子さん(画家) 他6名



5 文化財×プログラミング「弥生の王国」伊勢遺跡をマイクラで創ろう！！

- 日時場所 令和7年7月26日(土)、27日(日) 午前10時～午後5時頃まで
伊勢遺跡史跡公園遺構展示施設(伊勢町80番地)
- 対象 守山市内に在住、在学の小学4～6年生 11人
- プログラミング学習などで使用されるマイクラフトエデュケーションを用いてプログラミングによって、伊勢遺跡に実在した建物(祭殿)を一人1つ創り上げた。
成果は動画化し、展示等も実施した



令和 8 年度 埋蔵文化財普及啓発事業の開催について

文化財保護課

1 趣旨

埋蔵文化財センターでは、様々な講座や講演会を通じて埋蔵文化財に関する普及啓発事業を行っています。今年度は、春季講演会で服部遺跡から伊勢遺跡まで続く守山の弥生文化を紹介し、野洲川流域の弥生時代を紐解きます。また歴史入門講座や秋季講演会では、各時代の暮らしにかかせない「もの（造形）」をテーマとする内容で話題を展開し、市内遺跡の発掘調査成果に対する市民の理解を深め、郷土愛の醸成を図ります。

2 内容

(1) 春季講演会

日時：5月16日（土）午後2時から

演題：「野洲川流域の弥生時代～服部遺跡の形成から伊勢遺跡の成立まで～」

講師：丸山 竜平さん（元名古屋女子大学文学部教授）

受付：4月22日（水）から

(2) 歴史入門講座

第1回 6月20日（土）「瓦からみた秀吉の時代」

講師 山口 誠司さん（公益財団法人 滋賀県文化財保護協会）

第2回 7月18日（土）「矢穴による石の造形～中世近江の石切技術～」

講師 渡邊 貴洋さん（野洲市歴史民俗博物館）

第3回 8月15日（土）

「土器からみえる地域の様相～弥生時代後期の近江と東海～」

講師 大岡 由記子さん（名古屋市教育委員会）

第4回 9月19日（土）「縄文土器の造形」

講師 小島 孝修さん（公益財団法人滋賀県文化財保護協会）

第5回 10月17日（土）「埴輪の地域性-近江と紀伊の円筒埴輪-」

講師 河内 一浩さん（元羽曳野市教育委員会）

第6回 12月19日（土）「前方後方形周溝墓からみた守山」

講師 堀 真人さん（公益財団法人滋賀県文化財保護協会）

開催時間：各講とも午前10時から

受付：5月15日（金）から

(3) 秋季講演会

日時：11月22日（日）午後2時から

演題：「中世集落が語る歴史」

講師：佐藤 亜聖さん（滋賀県立大学教授）

受付：9月16日（水）から

3 場所 守山市立埋蔵文化財センター2階会議室

4 定員 80名（事前申込制・先着順）

5 受講料

上記(1)春季講演会(3)秋季講演会は無料、(2)歴史入門講座は1講座あたり200円。

6 申込・問合せ先

守山市立埋蔵文化財センター（守山市服部町2250番地・TEL&Fax：077(585)4397）

Email:maizobunkazai@city.moriyama.lg.jp

申し込み時間は午前9:00～午後4:00（毎週火曜日は休館日です。）

令和8年度春季講演会開催のご案内

講演会日程 5月16日(土) 14:00～

「野洲川流域の弥生時代 ～服部遺跡の形成から伊勢遺跡の成立まで」

講師 丸山竜平氏 (元名古屋女子大学文学部教授)

4月22日(水)より受講受付

開催場所：守山市立埋蔵文化財センター2階会議室
受講定員：80名 (受講無料・受講申し込み必要)

お問い合わせ・受講申し込み



守山市立埋蔵文化財センター

〒524-0212 守山市服部町2250番地

TEL&Fax **077(585)4397**

申し込み時間 午前9:00～午後4:00 (毎週火曜日は休館日)

Email: maizobunkazai@city.moriyama.lg.jp



(アクセス) 公共交通機関でのご来館は、JR守山駅西口発近江バス服部線に1325乗車～埋蔵文化財センターに1345下車／自家用車でご来館の場合の所要時間は、名神高速道路栗東ICより約30分、琵琶湖大橋東詰より約15分

教育委員会の日程等について

1 教育委員会関係の今後の行事

月	日	曜	開会時間	場 所	行 事 名	備考
5	17	日	10:00	市内各会場	第15回ルシオール アート キッズフェスティバル	開催 案内
5	21	木	14:30	クサツ エストピアホテル	令和8年度滋賀県都市教育委員 会連絡協議会 定期総会	出席 依頼
5	31	日	9:00	野洲川左岸 新庄大橋上流	第45回野洲川冒険大会 いかだくんだり開会式	開催 案内
6	14	日	8:45	守山北中学校 グラウンド側 田んぼ	Paddy Festival in MORIYAMA2026	開催 案内
7	11	土	13:00	守山市民 ホール	第29回中学生広場 「私の思い2026」守山大会	出席 依頼

2 次回の教育委員会開催日程等

【令和8年第5回守山市教育委員会定例会（5月）】

- 開催日 **5月28日（木）**
- 開催時間 **午後1時30分から**
- 場 所 **守山市役所2階 防災会議室**

【令和8年第6回守山市教育委員会定例会（6月）】

- 開催日 **6月25日（木）**
- 開催時間 **午後1時30分から**
- 場 所 **守山市役所2階 防災会議室**

【令和8年第7回守山市教育委員会定例会（7月）】

- 開催日 **7月23日（木）**
- 開催時間 **午後1時30分から**
- 場 所 **守山市役所2階 防災会議室**

3 その他